

## 『殖民公報』に掲載される慈善救済関連記事について(2)

### － 北海道の子ども福祉を追究する史資料として －

田中 利宗

田中 康子

「『殖民公報』に掲載される慈善救済関連記事について(2)」を継続掲載するにあたって、次のことを書いておくことにしたい。

それは、近年の行政を中心とした「移住施策」の積極的な推進と展開、そして、それに関連するマスメディアの報道の存在についてである。

これらの「移住施策」推進の背景には、過疎化・高齢化・空き家対策などが存在し、『殖民公報』発刊時の背景や目的とは明らかに異なるものであろう。しかし、そこに「移住の決断と転居という行動」を含むという点においては、共通性があるといえる。

人はなぜ、今住む地を離れ、新天地ともいうべき新たな生活の場を求めるのであろうか。

その生活の場を求める人々に新天地というべき地は、どのような方法を用いて、その地の情報と移住を決意させる魅力、そして、現実を発信するのであろうか。

『殖民公報』は、その情報を伝えるに際して、発進すべきものとそうでないものを時を越えて、今、教えているように思えてならない。

そして、この考察の副題においた「子どもの福祉」、言い換えるならば、「子育て環境の情報」も今日では、「移住検討」のための重要な情報になりつつあるということである。

## 2 貧児・障害児教育に関連する記事

### (1) 雑録 函館の鶴岡尋常小学校(貧児の教育) (明治37年1月 第18号114-118)

函館の私立鶴岡尋常小学校は明治十年十二月七日を以て創設せり其設立の趣旨たる慈愛義侠の志篤さ人士の喜捨を以て貧民の子女に普通教育を受くるの便宜を與ふるにあり顧ふに當時官立公立の學校尚ほ少なく貧民は其子女を就學せしむるの念なく偶々其念あるものも其便を得ざるの憾ありき殊に函館の如き繁華なる市街に於ては貧富の差甚しき故に此不幸の境遇にあるもの少なからざるは蓋し自然の數なり是に於て函館の有志渡邊熊四郎、平田文右衛門等主として其設立を企圖し同志者を求めしに世人未だ其必要を感じるもの少なりしも七名の篤志者を得て愈々設立することに決し先づ其同盟結社を三ヶ年とし各自釀金して其經費を支辨することに定めたり而して其同盟者は熊四郎、文右衛門の外今井市右衛門、平塚時藏、興村忠衛、菊地治郎右衛門、安浪次郎吉、白鳥宇兵衛、白鳥衡平なり常時鶴岡町は殊に貧民の多く住する所にして且つ同町に舊幕府時代より驛通に用ひし官有の地所建物あしかは之を借受け修理を施して校舎に充てたり然るに第一期の生徒を募りしに貧民は未だ教育の何たるを知らずして子女を就學せしむるを好まず隨て入學者少なきを以て當時學校の管理人たりし渡邊熊四郎は近邊の貧民にして子女を有するものあれば自ら其家を訪ひ最も熱心に子女教育の必要を述へ其且つ其子女を授業の時間丈借せは月謝は勿論書籍、筆紙墨等に至るまで學校より一切給與すへければ其邊のことは心配するに及はずと説き聞かしたる結果兎に角四十三名(男四十名女三名)を収容するを得たり而して生徒は元來貧窮なれば往々履物なく徒跣

するものあり又夏冬の衣類甚た不充分にして如何にも憫むべき姿なるを以て有志は綿入半纏、單衣地小倉帶等を寄附するもの少なからざりき

(中略)

尚ほ創立以來即ち明治十年十二月より二十六年十月までに入學したる生徒總數は千九百四十九人、内男生千二百九十二人、女生六百五十三人にして又た其内卒業したるものは男生四百十五人、女生百二十四人、計五百三十九人なりとす同校には尋常科のみを置き高等科を設けず蓋し其程度を高尚にして少數の児童を得によりは寧ろ卑近にして多數の生徒を收容せんかためなり而して卒業生の過半は他の高等科に入るも其頃は體軀も稍々成長し或は勞働をなし若干の賃銀を稼き得るにより生活に苦しめる彼等の父兄は家計上の手助けを爲さしめんと欲するか故に高等科を卒業するものは至て少なく二學年位にして退學するもの多しと云ふ又此等の少年は或は商店に丁稚奉公をなすものあれとも親達は目前の窮に堪へずして十年後の利を思ふの餘裕なく眼前一時の小利を稼かしめんと欲し竟に之を引取るを以て殆んど見るべき成績なしと云ふ要するに彼等は實際の必要より獨立自營以て比較的の利益の見易き職人たらんことを望むもの多きか故に學校に於ても亦此方針を以て獎勵しつつあり又同校の他に比して著しく異なる所は生徒の年齢の長せると移動の繁劇なるとにあり例せば一學年に於て十三四歳のものを見、卒業する迄に三四回も入退するか如きものあり學校に於ては月謝は全く免除し尚ほ極貧者には文具等を給與せり

現在生徒保護者の職業は種々雑多なれとも殊に最も多きは漁夫にして八十九人、次は日雇人夫四十九人、青物行商三十九人、雜業二十一人、大工十九人、商業十一人にして十八人は無職業、十五人の生徒は慈恵院の養育児に屬し其他は殆んど有らゆる下層社會の各種職業を包含せり蓋し之を以て其生活狀況の如何を知るへし

職員は理事渡邊熊四郎、監事金澤彦作、和田惟一にして正教員二名（内一名は校長を兼ね）准教員二名、代用教員一名、裁縫教員一名とす

昨三十五年度の經常費収支計算は収入金二千百六十二圓十三錢九厘にして其内詳は補助金三百四十八圓、貸地料千二十圓四十三錢、預金利子七百六十七圓七十二錢一厘（後略）

## (2) 雜錄 私立小樽盲啞學校（明治40年11月 第39号77）

同校は小樽區住ノ江町四十七番地にあり始め三十六年四月啞生三名小樽區立量徳尋常高等小學校に入學を請ふて許され訓導小林運平之か教育を擔任す爾後同人は啞生教育に就て研究するところあり後ち又啞生の入學を請ふるもの數名ありしも之を收容する餘地なかりしを以て同人は三十八年十月盲啞私塾を開設し公務の餘暇是等啞生を教育せり三十九年三月區内有志者と共に校舎の新築を計畫し尋て北海道廳長官の認可を得て私立小樽盲啞學校と改稱し同年六月教授を開始せり而して校舎三十坪物置三坪は區内有志者の寄附金に成り敷地百三十二坪は小樽區より十五個年間無償貸付を受けたり基本金は目下三百十五圓餘、經常費は賛助者三十三名の醸出に係り（毎月一圓宛三個年間出金）及び有志者臨時寄附金を以て之に充つるものとす現在生徒は男盲生五名、男啞生九名。女啞生三名、合計十七名にして教員は校長兼啞生部小林運手（量徳尋常高等小學校訓導）盲生部小川大助（東京盲啞學校教員練習科卒業生）なり

### (3) 表彰 小樽盲啞學校 (明治44年7月 第61号110-111)

小樽區住の江町四十七番地にあり其目的は瞽盲聾啞の子弟に普通の教育を施し兼て獨立自活に須要なる技藝を授くるにあり

沿革 本校は小林運平の設立したるものにして明治三十九年五月十九日北海道廳長官の認可を受け後ち四十二年五月六日文部大臣の認可を経て財團法人となしたり本校設立の動機を尋ねるに明治三十六年四月小樽區立量徳尋常高等小學校に啞生の入學を請ふもの三名ありしも斯る不具者は普通兒童と混して教育し得べきものに非らされは同校長は特に訓導小林運平をして教務の傍ら之か教育に當らしめたり運平深く此不幸兒に同情し之か教育に盡力したるも斯かる特殊教育に經驗なきを以て極めて困難したりしか苦心研究の結果漸く其緒に就き尋で伊澤修二の著はせる視話法により発音法を修め翌三十七年五月更に彼等を自宅に伴ひ其方法を講せしに漸次音を發して讀書又は簡單なる談話をなすに至れり二十八年運平東京市出張の途次修二及東京盲啞學校に就き盲啞教育方法を學ぶ其時盲啞學校長小西信八は小樽に對し盲啞學校設立を勧めたるも當時の事情之を許さず其後啞生の量徳尋常高等小學校に入學を請ふもの數名に及ひたるも之を拒絶せられたり是に於て運平三十八年十月盲啞私塾を開設し彼等を收容し公務の餘暇其教育に従事せしか三十九年三月に至り小樽區福原資孝外二名の勸奨と篤志者の贊助とを得現所在地の區有地を借受け校舍を新築して小樽盲啞學校と稱したり爾來漸次入學者増加したれば公務の餘暇にては教育の完からざるを慮り四十三年四月運平は量徳小學校の職を辭し専心本務に従事せり

教育及成績 教科を分ちて普通科技藝科の二となす盲目生の普通科は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操とし技藝科は按摩、鍼治及び音樂とす啞生の普通科は修身、國語、算術、國書、體操とし技藝科は繪畫、裁縫、製造とす普通科教科用圖書は主に國定教科書に依り技藝音樂の教授は校舎狹隘と經費の關係より他家に遣はし教授しつゝあり四十三年末現在盲生十名、啞生十九名あり校内の設備は未だ完全せざるも職員は熱誠之に従事し殊に啞生發音の教授は成績最も佳良なり本報第六十號所載の如く明治四十四年二月二十七日日本廳長官より教育の施設宜しきを得成績見るべきものあるの故を以て其賞として金百五十圓を交付せられたり

維持の方法 本校は授業料を徴せず其維持費は有志者の臨時寄附金品、贊助員の年約金、基本財産より生ずる所得、行政廳又は他の團體等の補助金等を以て之に充つ寄宿生數名あり寄宿料一人に付一箇月七圓を徴収するも其實費を支辨し得るのみなり四十二年度の經費豫算額は千五十圓、四十四年度豫算額は千五百圓なり。校舎狹隘なるを以て寄附金を募り更に之か建築をなしつゝあり

### (4) 雜録 昨年度小樽區學事狀況 (明治44年9月 第62号101)

本篇は小樽區長の報告せし明治四十三年度小樽區學事狀況の梗概なり

#### 區内學事狀況

本區戸口の増殖に伴ひ學齡兒童數著しく増加し既に前年度末に於ける在學齡兒童數は實に九千三百餘名の多きを算し當初量徳尋常高等小學校別棟に對し本年度於て更に十教室を増築せんとの計畫を立てたるもさらに學齡兒童分布粗密の程度に鑑み本年度に於ては却て色内尋常高等小學校に學級増加の必要あるを認めたる以て乃ち前計畫を變更し (中略)

(「學歲兒童」「小學校」「幼稚園」「實業學校」「各種學校」についての記述、略)

#### 盲啞學校

盲啞學校は私立小樽盲啞學校一校にして在學生徒増加の爲め校舎新築の計畫あり本年度卒業生男八名、女一名にして盲生卒業生中北海道廳より鍼治「マッサージ」營業の許可を受け開業せる者一名、目下出願中の者三名あり、啞生卒業中二名は区内製靴業の職工となり獨立製作に従事す、生徒疾患の原因左の如し（「原因表」略）

#### (5) 表彰 遠友夜學校 (明治44年5月 第63号96-97)

北海道札幌區南四條東四丁目 遠友夜學校

慈惠救濟ノ事業ニ關シテ從來盡力スル所少カラス今後一層ノ勉勵ヲ以テ其ノ効果ヲ収メム事ヲ望ム依テ爰ニ金貳百圓ヲ下付ス

明治四十四年二月十一日

内務大臣從三位法學博士男爵 平田 東助

遠友夜學校は札幌區南四條東四丁目に在り貧困者の子弟に教育を與ふるを目的とす本校は明治十八年頃札幌獨立基督教會の日曜學校分校として区内貧民の子弟教育を目的とし設立したるものにして當時は規模小、僅に十數名を容れたるに過ぎざりしに其後漸次入學者増加し校舎の狹隘と維持の困難を告げしか二十八年時の札幌農學校教授新渡戸稻造之を見るに忍びず自己の所有地四百坪餘と若干の金圓を寄付し茲に獨立の基礎を立て名を遠友夜學會と改め後遠友夜學校と改稱せり現在學籍者百六十名内出席兒童男五十六名女七十二名あり

本校には貧困にして晝間父兄の補助を爲し爲めに普通小學校に通學する能はざる可憐の兒童を收容せり其教授方法は普通小學校と大さなきも時間僅少なるを以て倫理、手工、裁縫、圖書、體操を省けり教授時間は春夏秋冬は毎夜二時間夏は一時間半なり生徒の出席數は父兄勞働の關係上夏期に少なく冬期に多し教授は東北帝國大學農科大學の教授並に學生四名を以て擔任す初め本校監督の任に當れるは新渡戸稻造になりしか其後現東北帝國大學教授大島金太郎之に代り次で又同大學教授有島武郎代りで今日に及へり倫理修養の手段としては尋常五年以上及卒業男生は「リンコロン會」と稱して毎月二回、同女生は董會と稱して毎月一回、尋常四年以下の男女生徒は毎月一回孰れも日曜日の夜に會合し教師生徒互に打解け會談し修徳觀念の養成に努めり本校に於ては授業料を徴せざるのみならず學用品まで貸與するを以て校より生ずる収入は更になく新渡戸博士の毎年百圓つゝの寄附及東北帝國大學農科大學教授等數名の寄附に依りて維持せり

本校經營者は慈善の名を博するを好まず只可憐の貧兒に同情の結果誠意之に努むるを以て其成績可良にして卒業生中現に師範學校に入學せるもの三名、中學校に入學せるもの三名、高等女學校に入學せるもの二名あり又勞働を以て成功せるもの尠なからず要するに本校は教育の恩典に浴すること能はざる貧兒に常識を與へ以て處世に迷はらしめんことを期するものにして其成績少からず

#### (6) 表彰 札幌區私立遠友夜學校 (大正6年3月 第95号60)

其の校事業施設奨勵の爲金百圓を交附す

大正六年二月十一日

北海道廳長官從四位勳三等 俵孫一

遠友夜學校は明治二十七年新渡戸稻造の創設に係り貧民教育を目的とし授業料を徴取せず

目下児童百十一名あり夜間二時間教授す今日迄卒業者を出すこと百八十名二十餘年間<sup>ママ</sup>特志者の同情に依り維持し來りしも其間窮乏を告げたること一再ならず殊に教授訓練にありては年齢不同の男女児童なるも腦力品性の懸隔、授業時間の不足及夜學教授なるとに依り其陶冶に困難を感ずること想像以上なるに拘はらず其今日あるは創設以來校長代表者、職員同情者間に凝結一貫したる一種抜く可らざる精神の發揮に依るものとす

### 3 慈善・救済に関連する法令記事

#### (1) 法令 北海道廳令第四十三號 (明治34年5月 第2号 10-13)

北海道地方税賦課規則左ノ通相定ム 明治三十四年四月一日

#### 北海道地方税賦課規則

##### 第一章 總則

第一條 地方税ノ課目課額ハ毎年之ヲ定ム

(第一章第二條～第五條、第二章第六條～第七條、略)

##### 第三章 營業税雜種税

(第八條～第十三條、略)

第十四條 左ニ掲クルモノニハ營業税並雜種税ヲ賦課セス

(一～四、略)

- 五 盲啞者ニシテ遊藝ヲ以テ生計ヲ爲ス者
- 六 盲啞者又ハ六十歳以上十五歳未滿ノ行商及職工
- 七 窮民ニシテ官ノ救助ヲ受クル者
- 八 官ノ命令ニ依リ營業ヲナス者
- 九 山間僻地ノ孤居ニシテ行旅ノ便ヲ計リ旅客ヲ宿泊セシムルモ其專業ニアラサル者
- 十 祭日又ハ市日等一時路傍ニ於テ物品ヲ販賣シ又興行ヲ爲ス者
- 十一 製絲紡績機織裁縫ノ工女
- 十二 演劇其他諸興行ノ類ニシテ營利ヲ目的トセス單ニ神佛祭典又ハ慈善ノ爲ニスル者
- 十三 市街ニアラサル地ニテ沓草鞋蠟燭摺附木松明ヲ販賣スル者
- 十四 納豆辻売占等ノ呼賣專業
- 十五 煙管管替下駄齒入草履靴直ノ類
- 十六 雪中助小屋ニテ飲食物ヲ販賣スル者
- 十七 一時他府縣ヨリ來リテ營業スル俳優相撲行司遊藝稼人及行商等ニシテ当期納税濟ノ證アル者

(十八～二十七、略)

二十八 神佛祭典又ハ慈善ノ用ニ供スル車

(第十五條～第十八條、第四章第十九條～第二十一條、略)

##### 第五章 戸數割

第二十二條 戸數割ハ一戸ヲ構フルモノニ之ヲ賦課ス左ニ掲クルモノニハ戸數割ヲ賦課セス

- 一 舊土人中北海道廳長官ニ於テ戸數割ノ賦課ニ堪ヘスト認ムル者

二 官ノ救助ヲ受クル者

(第二十三條～第二十五條、略)

第二十六條 赤貧ニシテ戸數割ノ負擔ニ堪ヘサル者アルキハ區町村會ノ決議ヲ以テ課税ヲ免スルコトヲ得但其區町村納税總額ヲ減スルコト得ス (後略)

(2) 法令 北海道廳令第百五十五號 (明治34年11月 第5号3)

北海道特別會計左ノ通り相定ム 明治三十四年九月二十八日

北海道特別會計

第一條 小學校教員恩給基金、小學校教員恩給金、小學校教育費国庫補助金、慈惠救濟資金ハ特別會計トス (後略)

(3) 法令 北海道廳令第七十三號 (明治35年7月 第9号1-3)

左記事項ハ支庁長ニ委任ス 本令ハ明治三十五年六月二十日ヨリ施行ス

明治三十年十一月北海道廳令第七十一號本令施行ノ日ヨリ發止

(一～二十六、略)

二十七 行路病人等ノ人頭引取ノ通知ヲ受領シ引取ノ處分ヲナス事

二十八 賑恤規則ニ依リ窮民救助ノ事但シ規則第八條第九條第十一條第十二條ハ此限ニアラス

二十九 三子出生及棄兒養育料給與ノ事 (三十～七十二、略)

(4) 法令 北海道廳告示第七百六十三號 (明治36年1月 第12号18-19)

本年米作凶歉ノ結果トシテ明年ノ種粃ヲ購入シ能ハサル農民ノ爲ニ地方費ヲ以テ豫メ種粃ノ購入ヲナシ置キ以テ農民ノ經濟ヲ助クルハ勸農上最切要ナルノミナラス準備時期ヲ失セサラシカ爲テ緊急購入ヲ要スルヲ以テ道會法第十二條ニ依リ明治三十五年度北海道地方費歳出豫算中左ノ通更正セリ (後略)

(5) 法令 北海道廳令第二十號 (明治36年3月 第13号8-13)

明治三十六年度北海道地方税課目課額左ノ通り定ム

明治三十六年二月十三日

(第一條～第五條、略)

第六條 左ニ掲クルモノニハ營業税並雜種税ヲ賦課セス

(一～三、略)

四 盲啞者ニシテ遊藝ヲ以テ生計ヲ爲ス者

五 盲啞者又ハ六十歳以上十五歳未滿ノ行商及職工

六 蹄鐵工ニシテ蹄鐵

七 官ノ救助ヲ受クル者

八 官ノ命令ニ依リ營業ヲナス者

九 山間僻地ノ孤居ニシテ行旅ノ便ヲ計リ旅客ヲ宿泊セシムルモ其專業ニアラサル者

十 祭日又ハ市日等一時路傍ニ於テ物品ヲ販賣シ又興行ヲ爲ス者

十一 製絲、紡績、機織、裁縫ノ工女

- 十二 演劇其他諸興行ノ類ニシテ營利ヲ目的トセサル者
- 十三 市街ニアラサル地ニテ沓、草鞋、蠟燭、摺附木、松明ヲ販賣スル者
- 十四 納豆、辻売占等ノ呼賣專業
- 十五 煙管管替、下駄齒入、草履賣、靴直ノ類
- 十六 雪中助小屋ニテ飲食物ヲ販賣スル者
- 十七 一時他府縣ヨリ來リテ營業スル俳優、相撲、行司、遊藝稼人及行商等ニシテ當期納稅濟ノ證アル者

(十八~二十六、略)

二十七 神佛祭典又ハ慈善ノ用ニ供スル車

左ニ掲クル者ニハ戸數割ヲ賦課セス

- 一 舊土人中北海道廳長官ニ於テ戸數割ノ賦課ニ堪ヘスト認ムル者
- 二 官ノ救助ヲ受クル者

左ニ掲クル者ニハ水産稅ヲ賦課セス

- 一 鮑取、釣漁、牡蠣取、採藻業ニシテ六十歳以上十五歳未滿ノ者  
占守郡、新知郡、徳撫郡ニ對シテハ地方稅ヲ賦課セス

(6) 法令 北海道廳告示第二百三十九號 明治三十六年四月八日 (明治36年5月 第14号30)

北海道鐵道株式會社ハ當庁管内凶作ニ對シ細民救助ノ目的ヲ以テ同社函道ヲ經由スル左記ノ物品ハ本年四月一日ヨリ同九月末日迄普通運賃及發着手數料トモ五割減ヲ以テ輸送スル旨申出タリ

- 一 米麥其他ノ食料、種子、肥料ヲ凶作地方ニ輸入スル場合  
但窮民共同購入又ハ道廳支廳區役所町村役場戸長役場道郡村農會産業組會ニ於テ救助ノ目的ヲ以テ輸入スルモノニ限ル
- 二 窮民ノ生産製造シタル物品即チ薪炭藁細工籠等ノ類ヲ共同シテ輸出スル場合竝ニ救助ノ目的ヲ以テ窮民ヲ使役シ生産製造シタル同上ノ物品等ヲ其事業主ニ於テ直接輸出スル場合
- 三 救助ノタメ義捐者ニ於テ凶作地ニ物品ヲ輸送シ又ハ輸入スル場合  
右各項中道廳支廳區役所町村役場戸長役場道郡村農會産業組合ニ於テ取扱フモノノ外ハ行政廳ノ證明ヲ要ス

(7) 雜錄 北海道罹災救助基金法 (明治三十八年二月二十八日 法律第三十七號)

(明治38年6月 第26号63)

北海道罹災救助基金法

第一條 北海道地方費ニ於テ貯蓄スヘキ罹災救助基金ノ最少額ハ百万圓トス

前項ノ金額ニ達シタル年度ヨリ遡リ十箇年間ニ本法ニ依リ支出シタル救助費平均年額ノ二十倍ノ金額カ前項ノ金額ヨリ多キトキハ其金額ヲ以テ最少額トス但シ支出額最高及最低年度ハ平均計算ニ加ヘス

第二條 北海道罹災救助基金ノ積立額ハ毎年度北海道地方費豫算ヲ以テ之ヲ定ム但シ二萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

第三條 國庫ハ北海道罹災救助基金ノ補助トシテ本法施行ノ初年度ニ於テ一萬圓ヲ交附ス前項ノ外國庫ハ北海道罹災救助基金ノ補助トシテ第一條ノ制限額ニ達スル迄毎年度地方税ヲ以テ積立ツル金額ノ二分ノ一ヲ交附ス但シ二萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外北海道罹災救助基金ニハ罹災救助基金法ヲ準用ス但シ同法中府縣會トアルハ北海道會市町村トアルハ區町村ニ該當ス

附 則

第五防 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ四十箇年度間之ヲ施行ス北海道ニ於ケル災害救助ニ關スル從來ノ規定ハ其効力ヲ失フ

第六條 從來北海道ニ於テ災害救助ノ爲國庫ヨリ支出シタル貸與權ハ北海道地方費ニ歸屬ス前項ノ貸與金ニシテ返納ヲ受ケタルトキハ北海道罹災救助基金ニ編入スヘシ

(8) 雜錄 北海道廳官制改正 (明治43年5月 第54号 183-184)

本年三月七日勅令第十三號及同三月二十六日勅令第百十八號ヲ以テ北海道廳官制中改正ノ件交付セラル左ノ如シ

勅令第十三號 (明治四十三年三月七日)

北海道廳官制中左ノ通り改正 (条文、略)

勅令第百十八號 (明治四十三年三月二十六日)

北海道廳官制中左ノ通り改正ス

第一條中「支廳長」ノ次ニ「事務官補」ヲ加フ

第三條中「七人」ヲ「六人」ニ「第一部長」ヲ「内務部長」ニ改ム

(中略)

第十六條中「第一部長」ヲ「内務部長」ニ改ム

第十九條 道廳ニ部ヲ置キ事務を分掌セシムルコト左ノ如シ

内務部

- 一 支廳戸長役場町村總代人及區町村其ノ他公共組合ニ關スル事項
- 二 議員選舉 北海道會及北海道地方費ニ關スル事項
- 三 賑恤救濟ニ關スル事項
- 四 教育學藝ニ關スル事項
- 五 兵事ニ關スル事項
- 六 寺社及宗教ニ關スル事項 (後略)

(9) 廳令 北海道廳令第九十二號 (大正六年十二月二日) (大正7年1月 第100号 78-79)

軍事救護法施行細則左ノ通定ム (条文、略)

(10) 廳令 北海道廳令第九十五號 (大正六年十二月二十二日) (大正7年1月 第100号 79)

日常生活ニ必要ナル左記物品ノ代價ヲ濫リニ昂騰シ不當ノ利ヲ圖リタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス



記

一、薪炭

(11) 廳令及告諭 北海道廳令第一號(大正七年一月十五日) (大正7年3月 第101号30)  
工場施行細則中左ノ通改メ即日ヨリ施行ス (条文、略)

(12) 廳令及告諭 北海道廳令第三十一號(大正七年三月九日) 工場取締規則左ノ通定ム  
(大正7年5月 第102号35-39)

工場取締規則

第一條 本則ハ左ノ各號ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一、常時十人以上ノ従業者ヲ使用スルモノ

二、原動機又ハ汽罐ヲ使用スルモノ

三、工場法施行令第三條ニ掲タル事業ヲ營ムモノ

前項ニ該當スルモノト雖北海道廳長官ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ本則ヲ適用セサルコトアルヘシ (後略)

(13) 廳令及告諭 北海道廳令第四十七號(大正七年三月二十九日)(大正7年5月 第102号61-62)  
大正二年三月北海道廳令第二十一號北海道廳立治療院規則中左ノ通改正シ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六條 入院患者ノ食費薬價及外来患者ノ薬價處置料治療用品料ハ左ノ通トス  
但シ大手術ヲ行ヒ又ハ高價ノ藥品若ハ特ニ他ノ物品ニ使用シタルトキハ其ノ實費ヲ徴収ス

入院患者

一、食費 一日分 金二十錢

一、薬價 同 金十五錢

外来患者

一、薬價

一、水、散、丸薬 一日分 金七錢

一、頓服薬 一劑 金五錢

一、点點薬五瓦 五瓦 金十錢 (後略)

(14) 廳令及告諭 北海道廳令第四十八號(大正七年四月一日) (大正7年5月 第102号62)

明治四十一年十一月北海道廳令第九十五號北海道廳立感化院規定ヲ北海道廳立札幌學院規定ニ改メ同規定中左ノ通改正シ發布ノ日ヨリ施行ス

第一條中「北海道廳立感化院」トアルヲ「北海道廳立札幌學院」ニ改ム

(15) 廳令 北海道廳令第百十三號(大正七年十一月十三日) (大正8年1月 第106号61)

大正二年三月北海道廳令第二十一號北海道廳立治療院規則中左ノ通改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六條中「一食費一日分金二十錢」ヲ「一食費一日分金二十五錢」ニ改ム

(16) 廳令 北海道廳令第百十七號(大正七年十二月十二日) (大正8年1月 第106号62)

産婆規則施行細則左ノ通定メ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス (条文、略)

(17) 廳令 慈善行商取締規則 (大正八年三月十四日 廳令第二十八號)

(大正8年5月 第108号38-39)

第一條 本則ニ於テ慈善行商トハ他人ノ門戸ニ就キ慈善購買ヲ請フモノヲ謂フ

第二條 本則ニ依ル願届書ハ住所地所轄警察署ヲ經由スヘシ但シ他廳府縣管内ニ居住スル者ヨリ提出スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 慈善行商ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ北海道廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ雇主アルトキハ其ノ連署ヲ要ス

一、本籍、住所、職業、氏名、生年月日

二、行商物品ノ種類

三、行商ノ目的

四、行商ノ地域

五、行商ノ期間

六、從業者アルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日

前項第六號ノ從業者ニシテ未成年ナルトキハ親權者ノ承諾書ヲ添付シ其ノ之ヲ添付スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ説明スヘシ

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ慈善行商ヲ許可セス許可ノ後ト雖モ許可ヲ取消シ又ハ行商ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

一、強窃盜詐欺恐喝脅迫住居侵人又ハ略取誘拐ノ罪ニ依リ刑ニ處セラレ滿三年ヲ經過セサル者又滿三年ヲ經過スト雖モ改悛ノ情ナシト認ムル者

二、素行不良ト認ムル者

三、公安風俗ヲ害スル虞アリト認ムル者

四、行商ノ目的不確實ト認ムル者

第五條 慈善行商ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ届出テ第一號第二號第五號ノ場合ハ許可證ノ書換又ハ再渡ヲ受ケ第三號第四號ノ場合ハ許可證ヲ返納スヘシ但シ第三號ノ場合ハ戸籍法上ノ死亡届義務者ヨリ届出ツヘシ

一、本籍住所氏名ニ異動アリタルトキ

二、許可證ヲ亡失毀損又ハ汚損シタルトキ

三、許可ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

四、許可ノ期間滿了シ又ハ期間内行商ヲ廢止シタルトキ五、雇主又ハ從業者ニ異動アリタルトキ

第六條 慈善行商者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、行商中ハ許可證ヲ携帯スルコト

二、警察官吏又ハ購買者ヨリ許可證提示ノ要求アリタルトキハ拒マサルコト

三、許可證ヲ他人ニ貸與セサルコト

四、不實ノ言動ヲ以テ購買ヲ求メサルコト

第七條 警察官吏又ハ慈善行商ノ情況ヲ尋問シ又ハ其ノ帳簿ヲ檢閲スルコトアルヘシ

第八條 第三條第一項第五條第六條ニ違反シタル者第四條ノ停止命令ニ從ハサル者及第七條ノ尋問ニ答ヘス又ハ不實ノ申述ヲ爲シ若ハ檢閲ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ前條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本則ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(18) 廳令 紹介營業取締規則 (大正八年五月二十二日 廳令第七十七號)

(大正8年5月 第108号56-58)

第一條 本令ニ於テ紹介業ト稱スルハ藝妓、娼妓、酌婦又ハ職工、徒弟、事務員、店員、船舶乗組員、漁夫、僕婢、其ノ他ノ勞務者ノ紹介又ハ周旋ヲ爲ス營業ヲ謂フ

第二條 紹介營業ヲ爲サムトスル者左ノ各號ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ (後略)

(19) 廳令 勞務者募集取締規則 (大正八年五月二十二日 廳令第七十八號)

(大正8年5月 第108号58-60)

第一條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ職工、徒弟、事務員、店員、船舶乗組員、鑛夫、土工夫、漁夫其ノ他諸般ノ勞動ニ從事スル者ヲ謂フ

第二條 勞務者ヲ募集セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ募集地所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ但シ其ノ方法新聞紙、雜誌、引札、張札等ヲ以テ廣告スルニ止マルモノニシテ當該工場又ハ業務所内ニ於テノミ募集取扱ヲ爲ス場合ハ (後略)

(20) 廳令 勞役者使用取締規則 (大正八年五月二十二日 廳令第七十九號)

(大正8年5月 第108号60-61)

第一條 本令ニ於テ勞役者ト稱スルハ道路、鐵、灌溉溝其ノ他ノ土木工事及之ニ附隨ノ雜役ニ從事スル勞務者ヲ謂フ

第二條 本令ハ勞役者ヲ收容スル爲寄宿舍ヲ設クルモノニ之ヲ適用ス

第三條 勞役者ヲ收容スル目的ヲ以テ寄宿舍ヲ設ケムトスルトキハ其ノ位置構造、收容人員、使用期間及平面略圖ヲ具シ事業者又ハ管理人ヨリ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更セムルトスルトキ亦同シ

寄宿舍ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 寄宿舍ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、居室ハ一人十八平方尺以上ノ割合トシ病傷者ト健康者ヲ區別又ル爲適當ノ區劃ヲ設クルコト

- 二、床張ヲ爲スコト
- 三、便所ハ炊事場及井戸ヨリ二間以上ノ距離ヲ保ツコト
- 四、換気採光ニ關シ適當ナル設備ヲ爲スコト (後略)

(21) 廳令 支廳長委任事項 (大正八年八月二十日 廳令第十二號)

(大正八年九月 第110号 50-53)

支廳長委任事項左ノ通定ム

第一條 左ノ事項ハ支廳長ニ委任ス

- 一、事業生進退賞罰ノ事
- 二、支廳及戸長役場雇員以下進退賞罰ノ事

(三~二十六、略)

- 二十七、行旅病人ノ人頭引取ノ通知ヲ受領シ引取ノ處分ヲ爲ス事
- 二十八、大正元年十月勅令第三十四號ニ依リ行旅病人ノ屍體火葬許可ノ事
- 二十九、賑恤規則ニ依リ窮民救助ノ事
- 三十、三子出生及棄兒養育料給與ノ事 (後略)

(22) 法令 北海道廳令第八十六號 (大正十年十一月 第123号 1-13)

住宅組合法施行細則左ノ通定ム

大正十年九月十八日 北海道廳長官 宮尾舜治 (条文、略)

4 窮民救済に關連する記事

(1) 雜録 北海道窮民救済狀況 (明治35年十一月 第11号 87-88)

開拓使以來本道には窮民賑恤規則(明治九年九月札幌本廳丙第七十六號達)ありて依る所なき廢疾、老衰、重病、幼弱にして自活すること能はざるものを救済し又天災地變に逢ひ餓寒に迫るものを救恤し其事情によりては小屋掛料、農具料、夫食料、種物料を貸與せり

昨三十四年中此規則により給與貸與をなしたるもの左の如し

種別	人員	金額	種別	人員	金額
窮民救助 廢疾	34	552 圓 578	罹災救助 夫食貸付料	4,012	17,592 圓 000
老衰	72	964 圓 956	種穀貸付料	1,392	6,832 圓 000
疾病	48	452 圓 542	小屋掛貸付料	970	485 圓 000
幼弱	37	325 圓 814	農具貸付料	121	1,126 圓 000
計	191	2,295 圓 889	炊出米給與	?	2,485 圓 551
			計		28,520 圓 551

(備考) 罹災救助は豫備金より支出せるものにて此外經常費より支出救助せるもの千五十五圓あり

又本道には貧窮患者施療規則(明治二十年五月廳令第五八號)ありて貧窮なる患者に施薬券を付與し醫療を受くべき病院又は開業醫を指示し之に於て治療を受けしむ明治三十二年三月法律第二十七號北海道舊土人保護法の發布ありて「アイヌ」の農業に従事するものには一戸に付き一萬五千坪以内の土地を無代下付し其貧困なるものには農具種子を與へ又疾病に罹り自費治療する能はざる者に薬價を給し廢疾不具老衰幼少の自活する能はざるものを救助し又

貧困なる子弟の就學するものに授業料を給與することゝなせり此法律により昨年中金品を給與せる額左の如し

種 別	人 員	金 額
農具種子を給したる者	117	1,593 圓 555
藥價を給したるもの	27	218 圓 820
癱疾不具老衰幼少者の救助	39	326 圓 068
授業料を給したるもの	66	72 圓 600
計	249	2,211 圓 043

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三號)により昨三十四年中取扱ひたるもの左の如し

種 別	人 員	金 額
行旅病人	208	19,478 圓 868
死亡人	149	2,786 圓 510

## (2) 雜錄 凶作罹災民救濟狀況 (大正3年3月 第77号74-78)

凶作の原因 昨秋凶作の原因は主として平年に比し氣温の低下にあり爲に一般農作物の發育を害し殊に稲作の如き其被害甚しく僅に種籾を得たるに過ぎず又八月二十八日に於ける暴風雨は本道農民の常食とすへき稻黍及蕎麥の稔りし種實の墜落し收穫量を著しく減少し加之降霜は例年より二週間早き九月十五日にありしを以て畑作物中大小豆、玉蜀黍の如きは種子をすら得さしもの多かりし元來是等の作物は本道に於ける第一の秋作物にして平年に在りては北部地方を除くの外登熟完全なるものなるに降霜早かりし結果之か耐久力弱き小豆先づ收穫を減殺せられ之より比較的耐久力強き大豆も收穫半減するに至れり玉蜀黍は概して發育不全なりしに早霜の爲め種子を失ひたるもの尠からず被害の狀況 平年より氣温低く殊に八月下旬に於ける急激な冷氣と暴風の襲來とは著しく作物の成熟を害し近年稀有の大凶作を現出するに至れり

(中略)

罹災民の狀況 一度凶作の報傳はるや各支廳に通牒して罹災民の狀況を調査せしめ一面吏員を特派して親しく罹災民の家庭に臨ましめ其生活の實況を調査せしめたるに平年農民の常食は麥、稻黍、玉蜀黍、馬鈴薯等の類にして共他は之を賣却し金錢に替へ若くは常食とすへき麥と交換するを例とす然るに昨年は其常食とすへき麥、稻黍、玉蜀黍、馬鈴薯は勿論米、大小豆等に至るまで收穫減損の結果衣食の途を失ひたる者甚た多く中には移住數年を経過し相當の蓄財を有し漸次家屋を増築し什器を購買し平作なるに於ては些の苦痛を感せざる者ありしと雖今や彼等は其物件を賣却して食糧に替へたる結果住家は屋漏り壁破るゝも之を繕ふに由なく衣服、什器の如き家畜の如き一物も遺す所なく試に共居宅に臨まんか徒に往時を想見せしむるに止まるのみ又移住後年所を経ること久しからざる者は僅に茅屋に雨露を凌ぎ其年の産物を以て衣食し來むりたる有様なるを以て糧食の缺乏を告ぐるも衣服、什器、家畜等の賣却すへきものなく已むなく山野に救荒本草を求め又は檜實等を拾集し僅に空腹を満たすの狀況にあり (中略)

救済の方法 罹災者救済に就ては先づ以て罹災者の戸數等を調査し之に依りて相當の計畫を立つるの要ありとす然れども罹災者の全部必しも救済を要するものにあらざるべきを以て其擔税力と収穫歩合とに依りて之か範圍を定むるを適當なりと認め大正二年現に於ける地方税戸數割年額二分の一に當る八十三錢未滿を納むる者にして前三年の収穫歩合に對比し収穫歩合四分作未滿の者に就き各支廳をして之か訓査を爲さしめたるに其數四萬三千九百戸に達したる是亦全部救済を要すべきものにあらざるを以て内約四分の一を事實救済を要すべきものと見做し之に依り救済各般の計畫を立てたり其救済の方法左の如し

- (一) 罹災救助基金法に依る就業資料の給與 罹災者中種子を有せざる者に対しては罹災救助基金法に依り總額十萬五千圓を支出し地方税戸數割年額五十五錢未滿を納むる者にして収穫歩合三分作未滿の者約七千戸に對し一戸十圓以上十五圓迄の範圍を以て就業資料を給與するの方針を採り既に各支廳長をして之か實施に當らしむることとせり而して最高十五圓とせしは道廳令の定むる最高限度なるのみならず種子の全部を給與するの必要を認めざるに依るものとす
- (二) 町村土木事業 罹災民中食糧を有せざる者に対しては罹災救助基金法に依り之か救助の途なきにあらざるも之に依て給與するは徒に罹災民の依頼心を助長し將來に於ける自營思想を薄弱ならしめ其惡弊を貽すの虞なきにあらざる故に可成他に適當の方法を講ずるの要を認めたる結果之に代へ相當の生業を授け以て勞銀を得せしむるを得策なりと信し道路に於ける砂利敷均しの如きは最も簡易にして何人と雖從事し得るのみならず本道現下の狀況に徴すれば道路は概して不完全たるかを免れざるを以て之か改良工事を行はしむるを最良の方法なりと認め之か融資に關し政府に交渉し幸ひ今回國庫より低利を以て救済救資金七十四萬圓の融資を受くることに決定したるを以て之を地方費に於て借入れ内六十九萬圓を以て町村をして右の趣旨に依り道路改良工事を施行せしめ之に對し其工費の一半は地方費より補助し他の半は低利を以て町村に貸付せしむることとし地方費起債の手續中にあり
- (三) 藁細工奨励 國庫より融資せらるべき救済資金七十四萬圓の内六十九萬圓は道路改良工事に充當する豫定にして殘餘五萬圓を以て藁細工原料供給の地方費補助費に充てんとするの豫定なり仰も本道の冬期に府縣と共趣を異にし共期間殆ど一箇年の半に達し其間農民は空しく座食せしめざるへからざる狀況にして經濟済上甚た不利益なるのみならず風教上に於ても甚た遺憾の點あり然るに本道稲作は年々産額著しく増加し之より生ずる藁は從來概して一般に利用せられざるの狀態なるか故に宜しく此の藁を利用せしめ藁細工の奨励を爲は單に農家經濟上の得策なるのみならず又以て勸儉の思想を向上せしめ風教の改善に裨益する所尠からざるものと信するを以て此の際藁細工を奨励し併て凶作罹災民中土木事業に従事せしめ雖き者を之に従事せしめ以て救助の一助となさんとすにあり (後略)

この他に「救済の方法」として「(四)國費及地方費土木事業」「(五)恩賜財團濟生會施療」「(六)北海道拓殖銀行に於ける資金貸出」「(七)學用品の給與」「(八)軍人家、遺族の援護」「(九)薪炭の製造及販路」「(十)汽車汽船の運賃減免」「(十一)漁場出稼の紹介」「(十二)町村費の緊縮」「(十三)救済會」についての記述があり、「罹災者戸數 43,904」「救助を要すべき戸數 11,139」としている。

(3) 雜録 救濟御下賜金配當 (大正3年5月 第78号73)

客年本道凶作之趣被聞食御救恤として 天皇皇后兩陛下より金貳萬圓御下賜相成救濟の資に充つへき旨の御沙汰を奉し三月十三日罹災民へ頒賜方各支廳へ通達したり其額左の如し

札幌 1,828 円 函館 570 円 檜山 992 円 後志 1,362 円 空知 4,644 円 上川 3,332 円  
増毛 774 円 網走 914 円 室蘭 1,410 円 浦河 1,190 円 河西 2,712 円 釧路 272 円

(4) 雜録 救濟物品の配布 (大正3年5月 第78号74-75)

北海道凶作救濟會に於ける救濟金品配布の状況を見るに現金一回に六圓八十五錢七厘、雜品二回に二十五圓四十九錢、衣類四回に二百二十六圓七十五錢八厘、食料品九回に二千九十四圓五十錢を配當したり

之を市庁別に示せは左の如し (表略)

次に東北九州災害救濟會より寄贈を受けたる金品の配布は現金第一回に其他物品は第五回迄配布終了したり左の如し (表略)

(5) 鉱業及鑛業 麻尼拉麻繫の状況 (大正3年9月 第80号33-35)

麻尼拉麻は眞田に製造せられ又製帽用として海外に輸出せらる本邦輸出品中生絲羽二重に次く重要品にして大正二年の輸出額一千二十一萬圓の巨額に達せり之か原料マニラ麻繫業は眞田の輸出と共に發達し府縣に於ては各地細民此業に従事し其盛なる地方にありては眞田の製造所を起し眞田と爲し輸出を試み確實なる發達を爲しつゝあり從來本道に於て未だ斯業に従事するものなかりしか昨年偶々本道凶歉に際し凶作地方住民の副業として種々適當の事業選擇上麻尼拉麻繫業は府縣細民の經濟を助けつゝある事實より本事業も亦適當なる副業と認め先以て獎勵上工賃其他の件に就き調査の必要を生し十二月マニラ横濱地方麻繫業及輸出貿易業を營める主なるものに對して照會を發し其回答の結果を得綜合するに該事業は本道細民の副業として適當なることを確めたり而して横濱市山下町百九十九番地エムラスペ商會東北地方各期間業務閑散の副業として適當なるものと認め工賃及往復の運賃及原料麻代金の支拂等に就て質問し來りたるにより本廳は左の回答を爲したり

- 一、工賃は一日十五錢乃至二十錢なれば相當なり
- 二、往復の運賃は從業者に於て負擔すること
- 三、本廳は仲介の勞を採り細民の副業として獎勵するにより其原料代の支拂は爲さるも原料の受渡發送等に就き斡旋監督すへきこと (後略)

(6) 雜録 凶作救濟金品の配布 (大正3年11月 第81号54-56)

本道昨年の凶作救濟に關し本年五月本報第七十八號に掲載したりしか今回其事務稍々完了を告げたるを以て更に初回よりの救濟金品の配布高を示さんに北海道凶作救濟會よりのものは現金五萬一千八百三十一圓餘、食料品其他六千六百二十圓餘計五萬八千四百五十二圓餘にして東北九州災害救濟會よりのものは現金十四萬五千圓、食料被服學用品其他四萬八千五百十二圓に上れり左の如し (表略)

(7) 鉱業及鑛業 凶作地窮民授産 藁細工事業報告(上) (大正4年1月 第82号47-55)

本篇は大正三年十月北海道農會の報告に係るものとす

第一 藁細工事業の由来及施行準備

大正二年初春以來作物生育及登熟期間に於ける天候は常に不順を極め氣温低冷、風雨時を得ず剩へ霜害の伴ふあり田畑不稔、端なくも去る明治三十五年に劣らざる凶歉の慘状を呈するに到り所在糊口の途なき窮民を出すことす數千戸の多きに上れり而して北海道廳は之か救濟の策を深密査定の結果猥に賑恤的救濟をなすことの弊害を慮り授産自活の法を講せしむるを以て機宜に適せる策なりとなし國庫より借入れたる低利資金七十四萬圓の内五萬三千圓を本會に補助して窮民授産の爲めに原料藁を内地府縣より移入し之を窮民に無償配付して藁細工を実施せしむる計畫を樹て十二召集したる臨時北海道會に提案し滿場一致を以て其協賛を經超へて翌年二月四日を以て本會へ左の如く指令せられたり

北海道廳指令第七三七號

北海道農會

大正三年二月一日付申請凶作地ニ於ケル藁細工獎勵事業ニ要スル費用補助ノ件許可シ  
金五萬參千圓ヲ交付ス

但シ左ノ條件ヲ遵守スヘシ

大正三年二月四日

北海道廳長官 中村純九郎

記

一、補助金ハ左ノ支途コ充ツヘシ

金五萬參千圓

藁細工ニ要スル原料藁購入及其配送ニ關スル費用

二、本事業ニ關スル經費ノ決算及會務ノ狀況報告ハ別ニ之ヲ詳細ニ記述シ

大正三年九月末日迄ニ報告スヘシ

備考 右指令ハ他ノ補助事件ト共通ノモノナリシヲ以テ特ニ藁細工ニ關スル事項ノミヲ抄記セリ

本會は右指令に接すると共に直に評議員會を開催し斯業經理上必要事項に就き巨細協定を遂げ役員の方擔及技術指導方針を定め製品販賣斡旋の勞を執ることゝしたる等各般の執行準備を整へたり

「第一」では、本事業の方擔、技術の指導、製品販賣の斡旋、支廳及町村の活動などについて、「第二 原料藁の購入」では、購入先として富山、石川兩県をあげ、「第三 原料藁の配布」では、配布調を記載し、「第四 従業の状況」では、支廳別の集計表を掲載している。

(8) 鉱業及鑛業 凶作地窮民授産 藁細工事業報告(中) (大正4年3月 第83号30-55)

本篇は大正三年十月北海道農會の報告に係るものとす

「第五 本事業の生産成績」、「第六 販売状況」、「第七 本事業の效果」について論述し、「第七」では、その効果として6項目に区分し記載している。その一番目は、「(一) 猥りに恵與的の救濟をなすは多く悪弊の伴ふものなるに反し適當の生業を授け勞役の報酬を得せしむるの方策は最も效果あるものなるを事實の上に證明し得たること」をあげている。



(9) 鉱業及鑛業 凶作地窮民授産 藁細工事業報告(下) (大正4年5月 第84号 32-35)

本篇は大正三年十月北海道農會の報告に係るものとす

「第八 藁細工事業の將來の囑望」、「第九 藁細工獎勵事業經費收支調書」あり。

(10) 土木及交通 大正三年度土木事業概況(上) (大正4年7月 第85号 38-40)

「今年度に於ける修繕工事として特記すべきは前年度に於て本道凶作農村窮民救済事業として金三萬五千圓を投し全道 増毛、宗谷、根室、三支廳管内を除く 窮民に對し砂利採取又は道路修繕事業を授け救済の資に供したることにして即ち之に使用したる延人員實に四萬五千三百三人に達せり」の記述あり。

(11) 雜録 大正八年度政成績 (大正9年1月 第112号 50-59)

(一~十三、略)

十四、社會事業

- (一) 救済團體補助 本廳に於ては數年來救済團體中其成績優良なるものに對し事業獎勵のため恩賜の慈恵資金及大禮恩賜賑恤資金より生ずる収入を以て補助金を交附助成し來りしか本年度に於ても函館慈恵院外十四團體に對し之を補助せり其金額三千六百二十圓にして前年度に比し三百四十圓を増加せり補助額は事業の種類經營種の難易土地の状況成績資産の程度等を斟酌し最高四百八十圓最低百二十圓を下附せり
- (二) 代用感化院經費補助 大正六年四月一日代用感化院に指定せる函館訓育院に對し經費補助及命令に依る入院生の定員を増加するの必要を認め前年經費補助九百圓を千四百圓に院生定員九名を十四名に増加せり
- (三) 行旅病者死亡人取扱及精神病者監護状況 本年度中に於て取扱たる行旅病人死亡人の救護取扱人員個人辨償額區町村費繰替額等は報告書取纏め中心にして未だ計數的に之を表示することを得ざるも大體に於て救護人員は著しき増減なきものゝ如きも物價騰貴の影響を蒙り救護に要したる費用は其制限額を超過するもの頗る多く多額の救護費を要する見込な カツジ、ケツラク □
- 精神病者監護の状況に付いても亦同し前述の如く物價騰貴の影響を受け制限外支出を要するもの多きを以て本年十月訓令第九十六號及十一月訓令第百二號を以て取扱手續を改正し當分の内經費を其單價に依り五割乃至十割を増額せり
- (四) 恩賜財團濟生會救療の状況 濟生會は恩賜に基づく救済團體にして貧困の爲自費治療の途を有せざる者に對し施療を爲すことを目的とし特に同會の委託に依り地方廳に於て之か救護事業を行ふものなり而して本年度に於ける效療費豫算は一萬二百九十二圓にして之を各支廳區に配付し救護を実施せしめつゝあり救療状況は報告書取纏め中心にして未だ計數的に之を表示するを得ざるも物價騰貴の影響を蒙り制限額を超過するもの多く經費の増高を來しつゝあるを以て本年十月二十八日告示第六百五十九號を以て當分の内藥價は十割其他の費額は五割を増したる額を超過せざる範圍の増額に改正したり
- (五) 罹災救助の状況 本年に於ける管内の災害は六月二日枝幸郡頓別村に於ける火災及十月一日小樽郡高島村に於ける火災竝九月下旬(自九月廿二日至九月廿五日)に於ける暴風雨の被害を主なるものとす暴風雨は被害全道に至りたるも就中激甚を極めたるは河西、

網走兩支廳管内にして死者四名行衛不明者一名流失家屋二百四十三戸全潰家屋四十二戸半潰家屋七十二戸に及び前記火災及水害に於ては公費を以て炊出救助をなせる費額千四百十九圓尚未拂に屬するもの約一千圓其他小屋掛費及就業費に於て約一千一百圓を要する見込なり右水害の趣畏くも 天聽に達し御救恤金五百圓を下賜せられたるに依り精密調査を遂げ被害の程度に従ひ夫々之を頒賜したり

- (六) 舊土人保護に関する施設 昨年度に於て舊土人保護に關し地方教育勸業及衛生の各課に係員を置き土地給與制度及び救濟方法の改善並行政上の施設に付き調査しその實行方法として先づ治療機關を設くる必要を認め之か計畫を樹立し前年度に於て土人病院一箇所を沙流郡平取村に建設することとなり當初建築費は二千五百圓の豫定なりしも諸材料騰貴の結果五千四百餘圓を要することとなり之か不足額の寄附及び敷地等の關係上未だ着手するに至らざるも之か請負契約を了したるを以て竣功近きにあるへし  
其他救療事業に於ては米價騰貴の影響を受け一千二百八十四圓の救助費は既に支出し終りたる状況にして前記の病院建設と共に經理頗る困難の實況にあり
- (七) 民力涵養講演會 本年三月内務大臣より發せられたる訓令の趣旨を承て之か普及徹底を期せんかため八月九日札幌區に於て官民有志者の會同を求め民力涵養實行事項に關する協議會を開き之か實行に關する大體方針を定め八月十四日告諭第五號を以て民力涵養に關する告諭を發し一面八月十四日より同二十六日に至る間に於て札幌外八箇所に於て本廳主催の民力涵養講演會を開催せり講師は内務省派遣の國府犀東福本日南兩氏及び北海道帝國大學教授森本厚吉氏にして之か講演會に參會したる人員實に六千九百三十一人に達せり尚各支廳に於ても引續き之か實行に關する協議會を開き實行に關する方針を定め講演會を開催せり之か開催箇所八十三箇所聴講人員實に二萬一千九百七十四人なりとす
- (八) 公設市場 日常必要なる食料品及薪炭の類を廉價供給する方法を講ずるは刻下の状況に照らし最も必要のことたるを以て前年来公設市場設置獎勵に努めたる結果札幌、室蘭、小樽、函館、旭川の各區に於て之か設置を見るに至れり開始後日尚殘く多少遺憾の點なきにあらざるも大體に於て相當の成績を挙げつゝあり
- (九) 住宅不足緩和策 住宅不足の緩和を計らんか爲大蔵省預金部資金より十八萬四千圓を簡易生命保險積立金より十五萬四千圓を借入れ札幌、小樽、函館、室蘭の各區瀧川、由仁、北龍、上富良野の四箇町村に於て住宅を建設し尚地方費に於ても住宅不足の緩和を計り併せて地方費吏員職員の住宅に供する爲め大正九年度に於て低利資金より五十四萬圓を借入し各區其他主要の町村に涉り住宅約三百戸を建設するの見込を以て大正九年度豫算に計上し通常道會の決議を経たるを以て目下之か建設着手の準備中にあり

(十五～十六、略)

## 5 慈善事業に関連する功労者

### (1) 史傳 吉田三郎右衛門傳 北海道松前郡福山の人 海産商

(明治36年17月 第12号101-106)

實業家なる者の世に多き濱の眞砂も畜たならされと其成功者に至りては實に少し否少なきに非ず唯た正道を踏み俯仰愧ちさる手段により成功したるものを少しとなす尚ほ成業貨殖を以て是れとせず更に富者の使命を自覺して徒らに富を蓄藏せず之を適當に使用して以て公衆を益し社會の發達を圖るの熱誠あるものに至りては蓋し眞に稀なり北海道松前郡福山の人吉田三郎右衛門の如きは抑も其稀なる内の一人にあらざる歟 (中略)

慈善事業に於ける功勞 三郎右衛門か義侠にして慈悲に厚きや貧弱不幸の者に對しては眞摯懇切の同情を灑て其救濟に努めしによりて其恩澤に浴したるもの亦少しとせず前に述へし如く明治十七年の凶作に際し細民の糊口に苦しむや福山町の貧民救助として金五十圓醸出し次て二十六年一月同しく白米十石(價格九十圓)又二十七年三月、銀婚式の當日には祝意を表す爲に同貧民へ毛布八十三枚(價格百十二圓五十三錢)を施與し三十一年十二月岩手、宮城、青森三縣の海嘯被災者救恤として金二百十圓を義捐する等其他水火日災難者救濟の爲に金品を喜捨したるもの殆んど擧げて算ふ可らざるなり

其間に於て就中注目すべきものあり抑も福山地方の山林は多年濫伐の結果頗る荒廢に歸し木材薪炭等に缺乏困難を來すの憂ある時に際し連年薄漁の爲め細民の疲弊に苦しむもの益々多きを加へ來るにより一は模範林を造成して山林經濟を恢復せんと欲し一は職業を與へて生活の一助に資せんと欲し明治二十六年三月松前郡福山字池之岱及び糸瀧に於て未開地九萬坪の貸付を受け以て之を實行し爾來十年の間年々春秋二季には貧民を林業に使役するを例とせり其成績を擧ぐれば成墾面積九萬坪、松杉苗木植付數三十七萬本、使役延人員七千弱、支拂賃金千五百圓の多きに達し貧民に對する矯惰賑恤の効果を奏したるは蓋し慈善事業として頗る其宜しきを得たる感のと云ふべきなり (後略)

### (2) 表彰 藍綬褒章 受領者留岡幸助 (大正5年1月 第88号116)

岡山縣備中國高梁の人、京都同志社出身にして夙に牧師となり次で教誨師に轉し北海道空知監獄に在勤するや犯罪の動機は不良少年にあるを感し茲に不良少年の感化遷善の緊要なるを悟り明治二十七年四月米國に赴き感化監獄等に就きて犯罪學を研鑽歸朝し三十二年家庭學校を創設して專念不良少年の感化遷善に盡瘁し更に本道北見國紋別郡上湧別村社名淵原野に於て感化農場を經營營し斯業上に貢獻する所尠からさりしか昨大正四年十一月九日公衆の利益を興せし廉を以て賞勳局より左の藍綬褒章を下賜せらる 正七位 留岡幸助

夙ニ意ヲ感化救濟ノ事ニ致シ曾テ犯罪人感化ノ業ニ從ヒ大ニ得ル所アリ明治三十二年有志ノ贊助ヲ得テ東京府北豊島巢鴨村ニ私立感化院家庭學校ヲ創立シ爾來專ラ不良少年ノ感化ニ努メ同校ニ慈善師範部ヲ設ケテ此種事業ニ從事スヘキ人物ヲ養成シ出身者五十七名ノ内四名ハ現ニ感化院長ノ職ニ在ルノ實況ヲ見ルニ至ル後チ組織ヲ改メテ財團法人ト無爲シ益々設備ノ完整及規模ノ擴張ニ力ヲ盡シ四十二年東京府代用感化院ニ指定セラレタル等刻苦經營十有七年設立以來收容兒童二百九十名餘名既ニ感化遷善ノ效擧リ退院自活スル者百四十餘名ニ達ス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

(3) 表彰 小樽の實業功勞者 藤山要吉 (大正5年1月 第88号116-118)

小樽の實業家藤山要吉は明治十二年以來海運業、漁業、農場、牧畜、殖林、鑛業、鐵工業、倉庫業等を経営して實業獎勵に努力し其他獎學、公益、慈善事業に貢獻して衆民の模範となり國利の増進に效せし功勞尠くからず大正四年十一月十三日 勅定の藍綬褒章を下賜せられたり左の如し (後略)

(4) 表彰 北海道網走郡網走町 寺永法專 (大正5年1月 第88号118-119)

北見國網走町大字北見通南通五丁目眞宗大谷派永專寺の住職にして明治元年三月を以て加賀國河北郡金津谷村に生る資性温厚篤實幼にして僧侶となり二十一年根室彌生町本願寺支院詰となり始めて渡道し二十二年七月網走に轉し説教場を設置布教に努め次て寺號公稱の許可を得二十七年六月以來囑託を受け北海道集治監獄網走分監囚人の教誨に従事するや茲に免囚保護の必要を感じ二十九年二月獨力免囚保護事業を創設したるに逐年出獄人の増加を來し到底個人經營のみにては其成績を擧ぐると能はざるを以て四十年一月地方官民の同情を得て將來法人となすの見込を以て會員經營組織により本慈恵院を創立し爾來熱心獻身的に貢獻し四十年内務省の感化救濟事業講習會及監獄協會主催の免囚保護事業講習會に出席する等孜孜奮勵の結果其成績良好にして事業開始以來大正四年三月迄の收容保護人員三百二十一人に達し内犯罪者僅に八人を出したるに過ぎざるを以て昨年十二月二十四日 勅定の藍綬褒章を下賜せらる左の如し

北海道網走郡網走町 寺永法專

夙ニ囚人教誨ノ事ニ從ヒ得ル所アリ明治二十九年自坊永專寺ニ免囚ノ保護場ヲ設ケテ出獄人ヲ收容シ至誠以テ之レカ感化保護ニ努メタルモ何レモ重罪犯者ニシテ性情容易ニ矯正シ難ク身被保護ノ中ニ在リテ猶ホ罪ヲ犯スアリ爲メニ四圍ノ論難ヲ受ケ經營甚タ困難ヲ極メタルモ毫モ屈撓セス克ク之カ維持ニ盡シ後チ團體ノ組織トナシ寺永慈恵院ト稱シ更ニ收容所ヲ建設シ幾多出獄人ヲ救護シテ良好ナル成績ヲ修メ刑政上裨益ヲ與フルコト尠カラズ洵ニ公益ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

6 その他

(1) 法令 北海道廳告示第六百七十二號 (明治36年17月 第12号11-15)

本年通常道會ニ於テ決議セル明治三十六年度北海道地方費歳入歳出豫算他六件要領左ノ如シ

明治三十五年十一月二十三日

北海道廳長官 男爵 園田安賢

「歳入」の「歳出」の「經常部」に「第六款 教育費 金壹萬千七百八七圓」、「明治三十六年度北海道慈恵救濟資金歳入歳出豫算書 歳入部 第一款 慈恵救濟資金 金四百拾四圓七錢七厘 第一項 財産収入 金參百八拾圓 第二項 繰越金 金參拾參圓七錢七厘 歳出部 第一款 慈恵救濟資金 金四百拾四圓七錢七厘 第一項 證券買入代 金四百拾四圓七錢七厘」がある。

(2) 雑録 浦河郡荻伏村事績 (明治39年9月 第32号45-53)

地勢、開拓の事歴、産業等があり、「風教」では、「共済慈善の組合を設け永命会と名け鰥寡廢疾者等を救恤する法を立て」の記述がある。

(3) 雑録 小学教育效蹟者 五味兼吉 (明治40年5月 第36号88-89)

本道に於て小學教育效蹟狀況規程第一條に依り效蹟者として選奨せられたるは曩に元室蘭尋常小學校長泉致廣ありて既に本報第三十四號に記載せり今又厚岸郡霧多布外一町四村學務委員五味兼吉の選奨せられたり其の效蹟状は左の如し (後略)

(4) 雑録 函館の貧民 (明治41年5月 第42号57)

函館は本道に於ける樞要の関門なるを以て所謂五港の一として繁昌せること古く隨で商業の取引盛んになると共に住民の資産も富裕に赴き社會の状態も亦殖民地的氣習を脱せるか如き趣あり而して此の函館に於て社會の老熟に伴ふ自然の産物たる貧民を生めるも亦止むを得ざるなり今其狀況の一斑を記さん大森町は元と入稼漁民の居住したる所にして其出入頻繁なりし為め家屋の如きも一時的造作にて粗末を極め一體の生活状態も野卑なりしかは貧民は何時となく此處に集りて一團の貧民部落をなせり去る三月の調査に依れば其住民中乞食的生活を為すもの約百二十人ありて其出入甚た頻繁なるか此等の爲めに木賃宿を營むもの七戸あり一戸に對する宿泊人毎日屑拾ひとも十數人にして其宿泊料は極めて粗悪なる室に一枚の煎餅布團を貸し食事は客持にて一日十二錢なり乞食の夫婦ものに貸用する小屋五戸ありて之に住するもの約四十戸に及へるか家賃は一ヶ月五疊敷一室にて六十錢、三疊敷にて四十錢とす又此の乞食中に親方なるものありて各乞食より所得の幾分を徴取し月収十五圓乃至二十圓に達する由なり外其屑拾ひを主業となす者約三百人あり其居住地の重なるは大森町九十五人、東川町五十人、蓬萊町二十三人等なるか此等は早朝より偏ねく街衢を回り處々の塵芥溜の中より紙屑、檻褸切、硝子破片、陶器破片、魚骨、古下駄、古金物等を拾集むるものにし又之を買取る仲買人十一戸あり此の仲買人は之を買取りで乾燥し且つ荷造をなし而して又其問屋(十戸)に之を賣渡せば問屋は一々種別をなし紙屑は同區の製紙會社に賣り残りは小樽及ひ青森へ、古金物は大阪、名古屋へ、檻褸切は東京へ輸出し其他のものは同地にて需要ありと云ふ

(5) 商業 本道質屋貸金 (明治41年11月 第45号68-69)

昨四十年末現在本道質屋數四百一戸、同年貸出數二十一萬二千二百余点、貸金五十一萬二千余円にして其狀況を支廳及區役所別に示せば左の如し (表略)

「表」によれば、店數で最多は函館區の74、次いで空知の60、流高で最多は小樽區の52,009円、ついで函館區の37,996円としている。

(6) 雑録 産業組合組織奨励 (明治43年1月 第52号145-148)

明治四十二年十二月十八日日本廳長官ハ北海道廳告諭第四號ヲ以テ産業組合組織ニ関スル左ノ告諭ヲ發セリ

産業組合ハ中産以下ノ民ヲシテ自助自營經濟上ノ獨立ヲ得セシムル機關ニシテ法律ノ特別

ナル保護ト組合員共同一致ノカトニ依リテ成立スル團體ナリ歐米諸國ニ在テハ輓近文明ノ進歩ニ伴ヒ貧富ノ懸隔倍々甚シク資本ハ資本ヲ吸収シタ富豪ハ彌々其ノ富ヲ増大シ貧民ハ物價ノ騰貴ニ伴フテ生活難ニ苦ムコト益々急ナリ吾邦ハ幸ニシテ未タ斯ノ如キ甚シキ現象ヲ見スト雖世界共通ノ經濟事情ハ滔々トシテ其餘波ヲ及ホシ早晚此ノ傾向ヲ見スンハ止マサラントス富豪ヲシテ倍々其ノ富ヲ重ネシムルハ國運ノ發展上喜フヘシト雖モ國民ノ大多數ヲ占ムル中産以下ノ民ヲシタ産業ノ獨立ヲ保チ社會ニ健全ナル地歩ヲ占メシムルハ更ニ重要ナル問題タラスンハアラス是吾政府カ特ニ産業組合法ヲ發布シテ組合ニ諸種ノ特典ヲ與ヘ其ノ發達ヲ獎勵スル所以ナリ（中略）府縣ニ以テハ古來資本ト勞力ノ關係、地主ト小作人トノ關係ハ特殊ノ經濟事情ヲ馴致シ小作人ハ容易ニ地主タル能ハス勞働等ハ遽ニ資本主タルヲ得スト雖本道民ハ此ノ拘束ヲ受クルコト比較的鮮ク天賦ノ利源ハ到ル處移民ノ勤勞ニ依リテ其ノ財産ト化シ易キ地位ニ在リ故ニ道民タル者此ノ際宜ク適當ノ産業組合ヲ組織シ共同販賣ノ法ニ依リテ其ノ生産品ヲ高價ニ販賣シ共同購買ノ法ニ依リテ日常品ヲ廉價ニ買入レ信用組合ノ方法ニ依リ金融機關ノ缺乏ヲ補ヒ生産組合ノ方法ニ依リテ生産上ノ便益ヲ圖リ以テ産ヲ治メ資ヲ貯ヘ移住ノ目的ヲ達シ町村自治ノ基礎ヲ固フシ進テハ本道拓殖ノ完成ニ資センコトヲ期スヘシ

(7) 雜錄 四十四年度地方費豫算（明治44年1月 第58号152-160）（略）

「歳入」の「臨時部」に「第二款 國庫補助金 第四項 感化院費補助金 金五百七圓」があり、「歳出」の「經常部」の「第六款 教育費 金三萬四千六百八十圓」、「第十九款 感化院費 金三千四十三圓」、「臨時部」の「第十四款 慈惠救濟資金繰入 金七百圓」、「第十五款 罹災救助基金繰入 金三萬七千三百十四圓」がある。

「明治四十四年度北海道罹災救助基金歳入歳出豫算」として、「歳入部 第一款 罹災救助基金 金六萬九千九百九十二圓 第一項 益金 金二萬二千五百七十八圓 第二項 地方税積立金 金二萬圓 第三項 國庫補助金 金一萬圓 第四項 地方費編入金 金一萬七千三百十四圓 第五項 繰越金 金百圓」「歳出部 第一款 罹災救助基金 金六萬九千九百九十二圓 第一項 救助費 金一萬三千圓 第二項 基金積立金 金五萬六千九百九十二圓」がある。

「明治四十四年度北海道慈惠救濟資金歳入歳出豫算」として、「歳入部 第一款 慈惠救濟資金 金千二百十二圓 第一項 基本収入 金四百九十二圓 第二項 地方費繰入 金七百圓 第三項 繰越金 金二十圓」「歳出部 第一款 慈惠救濟資金 金千二百十二圓 第一項 慈惠救濟費 金七百五十圓 第二項 資金積立 金四百六十二圓」の記載がある。

(8) 雜錄 四十一年度地方費決算（明治44年1月 第58号160-168）

明治四十一年度北海道地方費歳入歳出決算要領左の如し（略）

(9) 雜錄 北海道慈善協會（大正3年5月 第78号72-73）

本道に於ける感化及慈惠救護事業の各團體經營者は聯合の必要を認め大正三年三月三日道廳に參集の際本會を組織し其事務所を當分道廳内に設置せり其目的、事業其他の概要左の如し

目的 弘く内外の慈恵救済事業を研究し本道に於ける斯業の改良發達を圖るに在るものにして道内に在る慈善事業の經營管者及斯業に關係篤き有志者を以て之を組織し且斯業に關係ある朝野の名士を顧問に推薦するものとす

事業 目的遂行の爲左の事業を行ふ

- (一) 事業協議會 毎年春秋二回とし春は札幌に秋に便宜の地に順次之を開き事務報告、懇話、視察等をなすものとす
- (二) 慈善講演會 講師に斯道の名士を招聘す
- (三) 會報発行 毎年一月七月の二回とし各團體の成績現況及經營者の意見、會員の消息、顧問の時言等を収録す
- (四) 相互慶弔 正會員中吉凶事故あるときに相當の方法を以て慶弔の意を表す(別に規程を以て之を定む)
- (五) 善行表彰 慈善事業の爲に永年勤效あるもの、善行、篤志者若くは本會に功勞ある人を表彰し且是等の故人を追悼す(別に規程を以て之を定む)
- (六) 臨時事項 以上の外必要と認めたる事項ある時は會員五名以上の協議により幹事に請求して幹事會を開き幹事會は會長に圖りて之を決行す

會員 特別會員正會員の二種あり前者は慈善事業に關係深き有志者にして任意の寄附とし金額を指定せず後者は本道内にありて現に慈善事業に従事するものにして會費として一箇年金壹圓を納付するものとす

役員 會長副會長各一名學識徳望の士を推戴す、幹事若干名正會員中の一團體より其實務者一名宛を擧げ更に幹事中より専務幹事二名を互選す但無報酬とす  
正副會長幹事に就ては任期を設けず異動の場合之を補缺し専務幹事の任期は一箇年とす

會長	北海道廳内務部長	堀内 秀太耶
副會長	北海道廳理事官	縣 忍
専務幹事	北海道廳屬	内堀 頼太耶
同上	廳立感化院主事	小池 九一
同上	小樽育成院長	興水 伊代吉
幹事	小樽慈恵病院理事長	河野 正治
同上	小樽盲啞學校長	小林 運平
幹事	函館慈恵院理事長	寺井 四郎兵衛
同上	函館無料宿泊所長	仲山 與七
同上	函館同仁會幹事	並河 健平
同上	北海道授産場主任	岩城 静政
同上	遠友夜學校主幹	有島 武郎
同上	札幌育兒園主事	勝野 智恵藏
同上	北星園主事	山田 範三郎
同上	寺永慈恵院長	寺永 法專

大正三年三月七日現在の感化及慈善救済團體左の如し(略)

道内 23 箇所の「救済所」が記載されている。

(10) 雜録 慈惠救済金御下賜 (大正3年7月 第79号54-55)

今般 御大喪に際し慈惠救済の資を補はしむるの 思召を以て五月二十四日内帑の金六十萬圓を各地方に頒賜あらせられ北海道に一萬三千七百圓を下賜相成りたり

(11) 雜録 濱中村各宗慈善會 (大正3年11月 第81号56)

釧路國厚岸郡濱中村大字霧多布に在り明治三十六年三月の創立にして笹川兼潮外五名の經營に係り濱中村各宗寺院住職を以て組織し幹事一名評議員二名を置く其事業は専ら濱中村内居住の鰥寡孤獨又は貧困者に對し衣食を給し藥餌を施し其他天災地變の遭難者に義損金を贈與するものにして毎月一回地方を托鉢し其所得金穀を蓄積し且篤志家の寄附を受けて一は其基金に一は救済費用に充つ創立以來の救護人員二千百四十四人に達し基本金七百四十餘圓あり、創立當時の幹事は正宗寺住職東海楚玉なりしか三十八年眞勝寺住職笹川兼潮之に代り今日に至る

(12) 雜録 十勝自營會 (大正3年11月 第81号56)

本會は十勝監獄出獄人保護會及十勝自營會を合同したるものにして大正三年七月の創設に係り十勝監獄官吏及有志家より成り十勝國河西郡帶廣町に在り其目的は十勝監獄出獄者にして親族故舊の頼る所なきものに保護を與へ獨立自活の道を得せしむるにあるものにして會長一人理事六人司計及書記を置き會長は十勝監獄典獄を推薦し其他の役員は會長之を囑託す、其費用は會員の會費及篤志家の寄附金品を以て之に充つ

(13) 雜録 釧路免囚保護會 (大正3年11月 第81号56)

釧路國釧路郡釧路町に在り其事務所を同町大字眞砂町博善舎内に置く大正元年十一月の創設にして會長大道英仙幹事菅原覺月の經營に係り各宗寺院住職より成る釧路佛教協和會員を以て組織し會員の出金篤志家の喜捨を以て之か經費に充て今日迄免囚を保護したる者十三人現時尚二人あり

(14) 表彰 養老賑恤御沙汰 (大正4年11月 第87号89)

十一月十日御大禮に際り養老並賑恤の儀に付内閣總理大臣に御沙汰あらせられ養老の爲木杯並酒肴料賑恤の爲内帑より金百萬圓御下賜相成内閣告示を以て頒賜せられたるか北海道は二萬二千八百圓なり御沙汰書左の如し

蓋ヲ存シ毫ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ 惠ヲ敷キ恩ヲ垂ルハ民ノ乏キヲ濟フヨリ 先ナルハナシ茲ニ登極ノ初ニ當リ祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ 論シテ朕カ意ヲ宣布セシメヨ

右に付内務大臣より地方長官に左の訓令あり

今般

大禮際シ特ニ賑恤ノ用ニ充テシムル 思召チ以テ内帑ノ資ヲ下賜セラル聖恩優渥洵ニ感激ノ至ニ禁ヘス地方當局者ハ宜シク深く 御趣旨ノ存スル所ヲ奉體シ益其責任ヲ重ンシ 一層淬礪ノ誠ヲ致スヘキハ勿論御賜金ノ監理運用ニ關シテハ最モ慎重ニ之ヲ取扱ヒ長ナヘニ聖恩ニ報答スルノ道テヲ講セラルヘシ



養老の儀に付御下賜あらせられたる木杯並酒肴料の頒賜は左の如し

百歳以上の者 三組木杯一組酒肴料金一圓五十錢

九十歳以上の者 木杯一箇酒料一圓

八十歳以上の者 木杯一箇酒料五十錢

本道の高齢者は八十歳四千七百七十二人、九十歳以上三百三十八人、百歳以上十七人にして其所管別左の如し (表略)

以上最も多きは空知の八百四人を第一とし上川の五百八十九人函館の五百四十四之に次ぎ最少きを根室の四十二とす

(15) 詠歌 (大正5年1月 第88号口絵裏面)

函館育児院の児童と別るとして 時任爲基

生ひたちしその撫子の行末をかへ寿返すもいのる今日かな

(16) 土木及交通 湧別線下生田原社名淵間開通 (大正5年1月 第88号101-113)

湧別線下生田原驛より社名淵驛に達する七哩七分間は、大正四年十一月一日を以て營業を開始したり新設停車場驛名哩程左の如し

(中略)

社名淵停車場は兵村と學田との境界に當る南兵村部落財産地内に在り大正四年春村役場に於て市街を區畫したるも未だ市街を形成せず僅かに蕃來の小店四五戸と二三の新店を見るのみ隣接せる兵村は一般専心精勵の結果開拓進展し中央に屯田市街地即ち上湧別市街あり村役場所在地にして商業盛なり郵便局、醫院、寺院、神社、尋高小學校、巡查駐在所、製軸所、精搗精粉工場、各種商店旅館、料理店、湯屋、理髮店等ありて農産最も多額を産出し殊に薄荷の本場にして又藥用人蓼の栽培地たり戸數千餘畜産亦盛なり西南四里を距つるサナプチ原野は百餘戸あり地床良好將來發達の趨勢を呈し移住すへき良野少からず教授所及東京家庭學校農場あり (後略)

(17) 大正四年に於ける地方行政成績と時局の影響 内務部長 橋本正治

(大正5年3月 第89号1-2)

本道地方行政に関する大正四年度の成績を顧るに

恩賜金 舊臘十一月曠古御大典を擧げさせらるゝに際しては國民は均しく滿腔の熱誠を披瀝して奉祝したる所なるか月の十日畏くも特に賑恤の資に充てしむるの 思召を以て内帑の資を下賜せられ金二萬二千八百圓を本道に頒賜せらる

(中略)

町村制に關する事業 時代の趨勢、文運の便否に鑑み四月一已村より多度志村を、劍淵村より和寒村を、帶廣町より大正村を、人舞村より屈足村を、野付牛村より武華、置戸の兩村を分村し且帶廣、浦河、厚真、野付牛、網走、苫前、士別、上名寄、江部乙、大江、俱知安の各町村を一級町村に、又従前町村制未施行地たりし千歳外二十二箇村を二級町村に編入し山部村外二箇村に戸長役場を設置し以て地方行政の刷新を圖れり是を以て一級町村五十一、二級町村百四十、戸長役場三十七を數ふるに至れり又町村吏員優遇の必要なることは一般に

認むる所なるを以て先づ其一端として同月町村吏員の増俸を執行したり

地方改良事業 五月十日より十二日間道會議事堂に於て第四回地方改良講習會を開催し講習員七十五名に對し財政、教育、勸業、土木、衛生、警察、感化、救濟等の各項目に亘りて講習し且實地の視察を爲さしめ區町村事務の改善進歩に資したる

第一回地方改良巡回講話は八月十一日より四日間室蘭支廳管内に於て開始し前後通して九百九十名の聴講者あり豫期以上の好成績を示したり

同月二十二日を以て官民の間に唱導せられたる自治協會發會式を札幌高等女學校に擧げ引續き講演會を開く此日内務大臣代理渡邊地方局長、早川中央報徳會評議員其他知名の士の臨席あり現在會員千六百餘名に達せり（青年會についての記述、略）

(18) 本道勸業行政の成績と時局の影響(上) 内務部長 橋本正治 (大正5年3月 第89号2-8)

「大正四年に於ける本道勸業行政の成績と時局の影響とに就て左に少し概説する所あるへし」とし「勸業諮問會」「産業諸會」「農業概観」「畜産業活躍」についての論述がある。

その「農業概観」において「(三)藁細工奨励 大正二年の凶作に際し窮民救濟の一端として藁細工を奨励したるに幸に好結果を得本道農家の副業として好適のものなることを事實的確に證明するに至れるを以て之を將來に持續して益々奨励に力めんとす大正五年度地方費豫算に於ても亦前年度と同しく品評會の補助専任指導員の囑托等必要の経費を豫算に計上せらるゝ故に前年と同様の方法を繼承して一層之を普及増加を圖り本道移入藁細工品の防遏を期せざるべからず」の記述がある。

(19) 雜録 慈善團體補助交付 (大正5年5月 第90号63)

本廳は三月十三日各慈善團體に對し内務省助成金及道廳地方費補助金を交付したり左の如し

内務省助成金 八百五十圓

小樽育成院	二三〇圓	函館慈恵院	二二〇圓	小樽慈恵病院	一六〇圓
小樽盲啞學校	五〇圓	遠友夜學校	七〇圓	函館訓育院	一二〇圓

道廳補助金 二千二百五十圓

函館慈恵院	二四〇圓	小樽育成院	二〇〇圓	北星園	一二〇圓
札幌育兒院	一〇〇圓	トラピスト修道院附屬學園	一〇〇圓		
聖保祿女學校	一〇〇圓	小樽慈恵病院	二二〇圓	函館無料宿泊所	一二〇圓
小樽盲啞學校	一六〇圓	函教盲啞學校	一二〇圓	遠友夜學校	一〇〇圓
函館助成會	一六〇圓	寺永慈恵院	一四〇圓	北海道授産場	一四〇圓
十勝自營會	一〇〇圓	函館訓育院	一三〇圓		

(20) 雜録 感化救濟講習會 (大正5年9月 第92号84-86)

内務省主催の本會は八月十五日より十日間北海道廳構内議事堂に於て開會し同月二十四日終了したりしか講習生は感化救濟事業従事者及關係者、學校職員、保姆、官公吏、警察官、愛國婦人會員、神職、僧侶、傳導師、教誨師、教導職、學生、篤志家等二百三十三名を算し年長者林ノブ七十歳、吉田元利六十四歳、年少者加納常吉十八歳、巖城静恵十六歳あり内男百六十七名女四十七名計二百十四名に講習證書を授與し閉會を告げたり本廳長官の開會式辭、

内務大臣の告辭、講習科目、講師其他視察個所等左の如し（式辭、告辭、略）

講習科目（三十七時間）

救済要義（二時間）	内務省囑託	生江孝之
育児事業及保育事業（八時間）	同	
感化事業（六時間）	東京家庭學校長	留岡幸助
救済事業經營ニ關スル注意（三時間）	内務省囑託	相田良雄
異常児（四時間）	東京帝國大學醫科大學助教授	醫學博士 三宅鑛一
救療事業（三時間）	日本赤十字社北海道支部病院長	醫學士 土井保一
児童衛生（四時間）	北海道廳警察醫	醫學士 木村眞之助
低能性児童ニ對スル注意（三時間）	札幌師範學校教諭	川村文子
遊戯運動（四時間）	同	
科外講演（四時間同）		

救済事業經營ニ對スル希望

救済事業ニ對スル所感

北海道ニ於ケル救済事業

實驗談（三時間）

廳立感化院ノ現況	北海道廳立感化院長	小池九一
樺太ニ於ケル救済事業及精神病者ノ心理状態	財團法人樺太慈恵院書記	山上武一郎
盲啞教育ニ就テ	私立函館盲啞院長	篠崎清次
北海道慈善協會設立ノ趣旨及今後ノ方針	北海道廳理事官	小柳牧衛
感恩講設立ノ趣旨	秋田市感恩講児童保育院院長心得	須田秀夫

視察個所（九箇所）

廳立感化院 札幌郡藻岩村  
札幌監獄 札幌郡札幌村苗穂村  
北海道授産場 札幌區苗穂町御料地  
大日本麥酒株式會社札幌支店 札幌區北三條東四丁目  
帝國製麻株式會社札幌支店 同區北八條東一丁目  
私立遠友夜學校 區南四條東四丁目  
財團法人小樽慈恵病院 小樽區住ノ江町三丁目  
財團法人小樽盲啞學校 同區奥澤町二丁目  
財團法人小樽育成院 同區奥澤町五丁目

(21) 雜録 小供展覽會（大正5年11月 第93号73）

本會は本道に於ける創始の開催にして本年八月十六日夕張炭山に、同十月九日俱知安に於て開會せり本道の氣候風土は大に府縣と其趣を異にし殊に地方により醫藥に乏しき關係上小兒の死亡率稍高きの傾向を示せるか故に本道育児の衛生上に關する智識を啓沃し以て北海健兒の發達を期するの目的にあるものにして一歳より三歳迄の男女小兒を出場せしめ身長、胸圍、體重、頭圍、筋骨發育、皮膚、五感、精神の狀態及一般健康狀態に對して審査し等差擬賞したり而して出場小兒は夕張炭山に於て百二名の内受賞者は特等一名、一等三名、二等九

名、三等十四名、計二十七名、俱知安は百五十五名の内受賞者特等一名、一等三名、二等九名、三等十八名、計三十一名通計五十八名を出し賞品として反物、呉服類又一般出場小児に涎掛、腹懸等を授與したりしか其成績孰も良好にして盛況を呈したり

(22) 雜録 メム誕生會の事業 (大正6年1月 第94号122-125)

本會は雨龍郡深川村字メムに在り明治四十一年四月九日の創設に係り會員相互に勤儉の美風を涵養し福利を増進する目的を以て中井哲太郎等同部落の同志十二名の組織したるものなるか同年十月十三日戊申詔書の煥發せらるゝや爾來其趣旨を奉體して益々會務の進展に努む會長は中井哲太郎副會長は山川十兎吉にして現時會員二十八名を有し其成績見るべきものあり本會の事業は其名の如く會員の誕生日に毎月順番に會員宅に會合し相共に報徳教旨を談し勸儉美談を語り地方の改良、農事の發展より納税、教育、衛生、土木等公共の事業を協議し或は名士を招聘して講話會を開催し會員は維持費として毎月一回金三十錢宛を醸出して今や總額九百二十五圓餘に達せり又四十三年製繩及藁打機械を購入して巡次使用せしめ (後略)

(23) 雜録 山部村尚老會 (大正6年3月 第95号66-67)

本會は空知郡山部村に在り大正四年十一月十日御大典に際し 兩陛下より養老の思召を以て高齢者に天盃並に酒肴料御下賜ありたるを永久に記念せんか爲め組織せられ爾後毎歲同日を以て開催し其の目的は聖恩の厚かを偲はしめ併せて高齢者を尊崇敬愛するの念を涵養するにあり

第一回尚老會は大正四年十一月十日山部小學校に於て開催したるか

(中略)

會則左の如し

- 第一 大正四年十一月十日御大典に際し 兩陛下より養老の思召を以て八十歳以上の高齢者に天盃並に酒肴料御下賜なりたるを永久に記念せんか爲め山部村尚老會を組織し其會務は便宜戸長役場に於て取扱ふものとす
- 第二 尚老會に毎年十一月十日を以て開催し 聖恩の辱なきを感得せしむると同時に子孫をして聖上の御仁慈を偲はしめ併せて高齢者を尊崇敬愛するの觀念を涵養せしむるを以て目的とす
- 第三 前項の目的を達せんか爲め毎會左の事項を執行す
  - 一、本村内現住の八十歳以上の高齢者を招待すること
  - 二、宗教家教育家實業家其他有志者青年會員の參列を求め各其立場に應じ講話を乞ふこと
  - 三、學校児童をして講話を爲さしむること
  - 四、集合の高齡者に馳走すること  
但馳走は小學校児童の調理物たること
  - 五、集合の高齡者に男子へは黒紋付の羽織、婦人へは同裕一枚つゝを贈呈すること
  - 六、高齡者の撮影を爲すこと
- 第四 會務は戸長之を統理し惣代人を以て監事とす毎年開催の方法は其際之を決定す

(24) 恤救及表彰 恤救御下賜金 (大正6年7月 第97号53)

四月二十九日利尻宗谷兩郡に暴風雪あり八十三名の死者並に行方不明者を出したりしか五月二十二日

天皇皇后兩陛下より金三百圓の御下賜金あり波名野宮相より左の通り電報ありたり

去月二十九日其の管内暴風雪の爲め漁船乗組員遭難の趣被聞食 天皇皇后兩陛下より金三百圓下賜候條罹災者救恤の補助に充つ可し

右に對し俵長官は直に電報を波名野宮相に致し御汰禮傳奏を請へり

(25) 大正六年の警察 (大正7年1月 第100号8-19)

(一、警務に關する事項、一、保安に關する事項、略)

一、衛生に關する件

衛生事務短期講習 保健及防疫の實を擧げんと欲せは之か指導の任に當る區町村當局者に智識を普及せざるへからざるを以て大正六年に於ては後志國余市町、北見國宗谷、渚滑、武華の三箇村、日高國門別、三石、浦河町の二箇村一町、渡島國函館區、石狩國手稲、下富良野二箇村、計十箇町村に於て衛生事務講習會を開催せり

小兒展覽會 哺育衛生の改良と發達を期する爲め本年は各地に小兒展覽會の開催を獎勵せる結果岩内、岩見澤、幾春別、旭川、登川、名寄、士別、函館、俱知安、下富良野、帶廣、野付牛、網走の十三箇所に之か開催を見哺育衛生上裨益する所尠少なからざるを認む

衛生展覽會 一般民衆の衛生思想の向上を圖る捷徑として數年前より衛生展覽會の開催を企圖し其成績佳良なるを認め各地競ふて之か開催に努め本年は第四回北海道衛生展覽會を函館區に開催せるの外岩内、幾春別、深川、野付牛、帶廣、下富良野、士別の七箇所に之を開き其貢獻する所鮮からさりき (傳染病の豫防、保健調査、略)

一、工場課主管事項

一、工場法施行に關する概況

大正五年は僅に九月より施行せられしものなれば事實上全く法律施行の準備時期にして或は講演會或は臨檢等の場合に法の説明を爲す等専ら其周知方法に終りしか昨年に於ける工場法施行の成績は概して良好なり、就業時間、休憩時間、休日の配置又は年齢の制限等に付ても時に違反行爲なきに非すと雖大體に於て遵守せられ居るものと認めらる、又工業主の管理する職工の貯金に付ては認可を要することゝ爲りしたため施行當時に於ては種々弊害の聲を聞きしも却て昨今は貯金は法律の保障の下に強固を加へたる觀なきにあらす扶助に付ては法律施行の爲め工業主は當初非常なる苦痛の感念を有せし模様たりしか昨年中に於ては此か爲め大問題を惹起せしことなく却て各自定むる扶助規則の金額よりも多額を給與するか如き状態にして大體に於て良好な今と云ふを得るも此點に付ては工場法の規定中其徹底的理解最尠きものと認む而して昨年一月より十月まで工業主の給與に係る扶助金額は左の如し (後略)

(26) 表彰 慈善事業選奨 (大正7年3月 第101号29)

内務省に於ては明治四十一年以來全國の感化救濟事業中其成績優良なるものを獎勵助成し

來りしか本年は單に法人のみならず個人事業をも之に加へ二月十一日紀元の佳節をトし選獎を發表し獎勵金を下附したり其數全國に於て團體二百九箇所個人十四合計二百二十三にして其金額は最低五十圓最高一千圓合計二萬七千三十圓なり内本道に屬すもの左の如し

北星育兒園 函館惠育兒院 聖保祿女學校 小樽育成院 小樽慈惠病院 函館訓育院  
小樽盲啞學校 函教盲啞學校 遠友夜學校

又救濟事業に功績尠からざるの故を以て功績狀を授與せられたるものに寺井四郎兵衛氏あり

## (27) 雜錄 北海道自治展覽會の開催 (大正7年3月 第101号74-80)

北海道開道五十年記念博覽會の開催を機とし大正七年八月十四日より同二十七日迄十四日間北海道自治協會に於て自治展覽會開催の事に決定し其趣意並會則及出陳規則等左の如く發表せり同時に同協會にては這般全道各官公衙並各官公立學校等に向け出陳方に關し照會せり

### 北海道自治展覽會趣意書

開道茲に五十年文物成り、諸制整ひ、拓地殖民の事績、大に彰にして、前途の盛勢亦思ひ知るへき耳、是時に方り、近邇、開道五十年記念の式及同北海道博覽會は開催せられ彌々開拓の進運を更張して本道將來の盛榮を祝福せられむとす、洵に欣慶に堪へざるなり、顧るに拓殖のこと定まるに従ひ、漸く我が地方自治團體の基礎成り、自治の時務正に重大に趁き、地方經營の要、最も緊切を極ひるに至る、之れ實に本道刻下の要務にして應に一般の省慮熟察を要する所なり

(中略)

本會は乃ち夫の博覽會の會期を機として自治展覽會を開催し苟も地方自治の向上開發に裨益すへき資料を求め、普く之を一堂に陳展して廣く一般衆庶の觀覽に供せんとす、若し夫れ多少と雖も自治改良の思想を啓沃普及し併せて自治開發の爲め貢獻することを得は、單り本道の幸慶のみならんや

冀くは如上の趣旨を賢察し、奮で贊襄援助以て本會の目的を達成せられむことを

### 自治展覽會會則

第一條 開道五十年を記念し地方自治の改善振興を圖る爲自治展覽會を開設す

第二條 展覽會場は札幌區立女子職業學校内として會期は大正七年八月十四日より同月二十七日迄の十四日間とす

第三條 本會に左の役員を置く

會長 一名 總務 一名 事務委員長 一名 事務委員 若干名  
審査委員長 一名 審査委員 若干名

會長は北海道自治協會長之に當り總務其の他の役員は會長之を囑託す

第四條 會長は本會を總理す

總務は會長を補佐し會長事故あるとき之を代理す

各委員長及委員は會長の命を承け事務委員は庶務を分掌し審査委員は専ら出陳物の審査に従事す

第五條 出陳物の種類左の如し

第一部 自治一斑

第一類 區町村の状勢      第二類 區町村の事績      第三類 地方改良

## 第二部 事務

第一類 執務方法の改善に関するもの      第二類 事務の改善に関するもの  
第三類 文書の収發及編纂保存に関するもの      第四類 統計調査方法に関するもの  
第五類 豫算決算に関するもの      第六類 税制及課税調査方法に関するもの  
第七類 納税督勵及滞納矯方法に関するもの      第八類 基本財産及積立金穀の造成並  
管理に関するもの      第九類 吏員の養成、獎勵に関するもの

## 第三部 事業

第一類 教化事業施設經營の狀況      第二類 慈恵救濟事業經營の狀況  
第三類 衛生施設の狀況      第四類 土本事業施設經營の狀況  
第五類 勸業施設の狀況      第六類 其の他の公共事業

## 第四部 各種團體

第一類 地方自治に関するもの      第二類 民育風教に関するもの  
第三類 火防衛生に関するもの      第四類 慈恵救濟に関するもの  
第五類 殖産興業に関するもの

## 第五部 參考品 (後略)

### 出陳規則

第一條 出陳の種類及細目概ね左の如し

#### 第一部 自治一斑

##### 第一類 區町村の状勢

解説 (區四町村、部落及支廳 (支廳に在りては其の廳又は管内を一體として見ること以下の部類に付ても總て之に準ず) の過去、現在、將來等に付各般の状勢を示すに足る可きものならば、其種目を限らず、又出陳に適當したるものならば、圖書、解説、記述、編著、實物、何れなりとも妨なし、尚其の種目を例示すれば左の如し)

(中略)

##### 第三類 地方改良

解説 (地方の改良、自治の開発上各般の施設及事績に関する各種の事物を指稱したるものにして二三の事例を擧ぐれば左の如し)

- 1 地方改良上の功勞者及其の事績
- 2 郷村の篤志善行者及其の美績
- 3 自治思想普及向上に関する施設及事例
- 4 地方の經營改良の施設及事例
- 5 教化民育上の施設及事績
- 6 慈恵救濟の事績
- 7 勤儉、貯蓄に関する施設及事績
- 8 小學校、青年會、戸主會、主婦會、在郷軍人分會等を中心とする地方改良事績
- 9 崇神、信佛に依る地方改良事績
- 10 公共心、共同心、隣保緝睦に関する事績 (中略)

### 第三部 事業

#### 第一類 教化事業施設經營の状況

- 1 教化施設の事績一斑
- 2 學校の經營狀況  
小學校、女子職業學校、實科高等女學校、幼稚園の類
- 3 補習教育の施設  
實業補習學校、徒弟學校、夜學校、講習会の類、壮丁豫備教育、裁縫學校、處女教育の類
- 4 各種私立學校の經營事績
- 5 圖書館の施設經營  
各種圖書館、巡同文庫、農業文庫の類
- 6 特殊教育  
盲啞學校、按摩學校、貧民學校の類

#### 第二類 慈恵救濟事業經營の状況

- 1 公私感化事業
- 2 公私救濟事業  
出獄人保護、授産場、貧民救助、職業紹介、無料宿泊、行旅病人及精神病患者救護、労働者救護、養老救護の類
- 3 各種罹災救助施設及事績  
火災、海難、水難、凶作等の救助、備荒倉庫生業扶助事業の類
- 4 育児及幼児保育事業
- 5 慈恵賑恤事業
- 6 救療施藥事業
- 7 舊土人保護事業

(中略)

### 第四部 各種團體

解説 (各種の主要なる公共的團體中特に地方の改良發達に貢獻しつつあるものに付其の經營施設の状況及事績を紹介するに足る資料を出陳すること)

(中略)

#### 第四類 慈恵救濟に関するもの (後略)

### (28) 訓令 北海道廳訓令第三十六號 (大正7年5月 第102号65)

支廳 警察署 區區所 町村役場 戸長役場

時局以來一般經濟界ノ變調ニ因由シ近時物價ノ昂騰甚シキモノアリ日常必需品ノ如キモ亦從テ暴騰シ中産者以下ノ生計漸次窮迫ヲ告クルニ至レルハ洵ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリトス惟フニ物價ノ平準ヲ期スルハ社會經濟ノ繁榮ヲ増進スル所以ニシテ就中日常必需品ノ價格激變ヲ防止シテ其ノ平調ヲ保タシムルハ國民生活ヲ順境ニ導キ社會ヲ平靜ナラシムル緊急ノ要道ナリトス是ヲ以テ爾來本廳ニ在リテハ拓殖事業ヲ進捗シテ利源ノ開發ニ資シ生産ノ改良増殖ヲ促シテ自給自足ノ計ヲ樹立セシメ進テ供給ノ潤澤ヲ圖リタ販路ヲ内外ニ擴張スル等銳意各



般ノ施設畫策ヲ怠ラント雖道民亦思フ是ニ致シ分度ヲ守リ射倅ヲ慎ミ誠心意相勵精シテ産業ノ振興ニ努力スルニ非サレハ焉ムソ能ク永遠ニ堅實ナル發達ヲ遂クルヲ得ムヤ若シ夫レ現下ノ好況ニ眩惑シ安逸荒怠シテ百年ノ計ヲ誤リ又徒ラニ將來ノ高値ヲ氣構ヘ所持品ノ賣惜ミヲ爲シタ價格ノ平準ヲ失セシムルカ如キハ著實穩健ナル生産者ノ採ルヘキ策ニ非サルノミナラス爲ニ或ハ不測ノ損害ヲ招致スルナキヲ保セス

今ヤ本道ノ經濟界ハ幸ニ時局ノ好況ヲ承ケテ費財豊富ナリト雖動モスレハ輕佻浮華ノ弊習ヲ馴致シ農家ニシテ尚從來倚從來ノ勞役ヲ嫌忌シ自ラ拱手シテ農業勞力ヲ他ニ仰クカ如キ事例アルヲ聞クハ實ニ遺憾トスル所ナルヲ以テ (後略)

## (29) 訓示及訓諭 支廳長區長會議に於ける長官の訓示

(於大正七年六月十一日支廳長區長會議) (大正7年9月 第104号40-52)

支廳長並區長各位本官就任以來茲鉉ニ略三箇年ヲ閱シ此ノ間ニ於テ諸君ト偕ニ各般ノ施政ニ對シ潛心努力ヲ輸シタリト雖モ道政ノコト未タ所期ニ副ハサルモノ尠カラス今ヤ時運ノ促ス所益、籌畫經始ヲ要スルモノアリ重責洵ニ大ナルヲ覺ユ幸ニ各位ノ協力ニ俟チ今後益、奮勵シテ愈、攻究ヲ進メ諸君ト相共ニ時務ノ遂行ヲ計リ數果ヲ將來ニ收メムコトヲ期ス茲ニ今回ノ會同ニ方リ過般ノ地方長官會議ニ於ケル各大臣訓示ノ要旨ヲ示達スルト共ニ道政ニ關スル本官ノ所懷ヲ演ヘ併テ各位ノ意見ヲ徵シ以テ道治ノ進展ニ資益スル所アラントス

「長官ノ訓示」は、この後に続き、「各大臣ノ訓示」「戰時氣分ノ緊張」「帝國現時ノ位地」「國民思想ノ善導及社會改良上ノ施設」「在郷軍人分會及青年團ノ指導並補習教育ノ勸奨」等について述べられている。

## (30) 訓示及訓諭 食糧調節に關する訓令 (大正7年11月 第105号40-41)

九月十二日北海道廳長官は管下各支廳、區役所、町村役場、戸長役場に對し左の訓令を發したり

近時米價著シク昂騰シ國民ヲシテ生活上不安ヲ感セシムルニ至レルハ實ニ邦家ノ最大事ニシテ洵ニ憂慮ニ禁ヘサルトコロナリ而シテ其ノ由テ來ル所ノ原因固ヨリ種々アルヘシト雖客歲以來米穀ノ消費量大ニ増加シ之ニ對スル供給圓滑ナラサルヲ以テ其ノ主因トナス惟フニ昨年ニ於ケル米作ハ平年ニ比シ敢テ劣レルニ非サルカ故ニ例年ノ常態ヲ以テセハ必シモ米穀ノ不足ヲ訴フルコトナキモ一般經濟事情ノ好況ニ伴ヒ國民ヲシテ良米消費ノ量ヲ多カラシメタルト從來ノ雜穀混食ヲ廢シ米食ヲ爲スノ弊ヲ助長セシメタル等米穀ノ消費量激增シタルカ爲今次ノ變狀ヲ誘致スルニ至リタルヲ信ス而モ米穀消費量ノ増加ハ一般經濟界ノ順調ニ伴フ人情自然ノ趨勢ニシテ直ニ之ヲ奢侈放縱ノ弊習ト認ムルヲ得サルヘシト雖現下ノ狀勢既ニ上述ノ如シトセハ此ノ場合官民一致米穀ノ供給ヲ潤澤ナラシムルノ方途ヲ策スルト共ニ之カ消費量ノ節約ヲ圖ラサルヘカラス故ニ一面ニ於テム外國米及朝鮮米ノ輪移入ニ努ムルハ勿論ナルモ他面ニ於テハ此等外鮮米ノ食用ト雜穀ノ混食トヲ勸奨スルコトヲ要ス從來雜穀及外國米ノ如キハ主トシテ自家ノ經濟的打算ヨリ之ヲ食用シタルヲ以テ其ノ利用ハ比較的下層階級ニ限ラレ中流以上ノ家庭ニ在リテハ其ノ混食ヲ嫌忌スルノ傾向アルヲ免レス然レトモ現今ノ如ク國民主要食糧ノ缺乏セル非常ノ時ニ際シ漫然社會上ノ地位階級ヲ云爲シテ晏如タルヲ許サス宜シク國民一致生活上物資ノ窮乏ヲ自覺シ専ラ我國食糧調節ノ事ヲ念トシ進テ雜穀及外國米等ノ混食コ努ムル所ナルヘカラス (中略) 地方有司宜シク以上ノ趣旨ヲ體シ管内上流階級

ニ屬スル者ヲシテ率先之カ範ヲ示サシムルカ如キ或ハ諸官衙公共團體宗教團體慈善團體各種産業經濟ニ關スル團體及在郷軍人會青年會婦人會其ノ他ノ公益法人等ニ對シテハ各自其ノ實行方法ノ申合ヲ爲サシムル等官民協力之カ實行ヲ期セラルヘシ

**(31) 大正七年の本道教育 内務部長 尾崎勇次郎** (大正8年1月 第106号20-26)

大正七年の回顧 茲に過去一年間に於ける本道教育の状況を回顧して其の梗概を述ふるに當りその最も注目すべき一事は市町村義務教育費國庫負擔法の發布なりとす

惟ふに義務教育費國庫負擔に關する問題は十數年に亙れる朝野の輿論にして昨年度に於てその解決を見るに至れるは時勢の推移國力の充實發展の結果によれりと雖畢竟我國の朝野に漲る教育尊重教員優遇の精神發露たるべく邦家の爲寔に慶ぶべき大事なりとす

(中略)

博覽會 開道五十年記念北海道博覽會は其の規模宏大にして過去半世紀に於ける本道拓殖の進歩發達の状況を展示せられたるものにして教育上に於ても振興改善の資益を得たる事尠しとせず其の教育に關する出品物は初等、中等、専門、通俗教育、教化、救濟、學藝等の全般に亙りて其の數九百點の多きに上り (後略)

**(32) 訓示及告諭 食米節約に關する告諭** (大正八年三月二日 北海道廳告諭第二號)

(大正8年3月 第107号61-63)

我カ國民ノ主要食糧タルハ昨年來供給需要ニ伴ハス價格昂騰シ爲ニ一般國民生活上憂フヘキ影響ヲ及ホセルヲ以テ米ノ需給及價格調節ハ刻下我國ニ於ケル最モ緊急ナル問題トシテ朝野ヲ擧ケ之カ解決ニ苦心ヲ重ネツ、アリ

惟フニ大戰亂ニ伴フテ食料品ノ世界的不足ヲ告ケツ、アル時ニ際シ我國ニ於ケル經濟界ノ好饗ハ國民ヲシテ良米ノ消費量ヲ増加セシメ且ツ從來ノ雜穀混食ヲ廢シテ米食トナス者ヲ多カラシメ爲ニ米穀消費ノ激増シタルハ今次ノ變状ヲ誘致シタル主因タリト認メサルヘカラス故ニ米ノ需給及價格ノ平調ヲ期セムカ爲ニ米ノ消費節約ノ途ヲ講セサルヘカラス而シテ之レ實ニ國民各自ノ自制ト努力ニ俟ツノ外又他ニ途ナキナリ本廳茲ニ見ル所アリ曩ニ訓令ヲ發シテ外國米ノ食用ト雜穀ノ混食ヲ勸奨シ之カ普及ニ努ムル所アリト雖モ斯ノ如キハ動モスレハ自家經濟ノ必要上止ムヲ得サル者ノ間ニノミ行ハル、ニ止リ稍經濟ニ餘カアル者ニ在リテハ其ノ混食ヲ嫌忌ミスルノ傾向尠シトセス然リト雖國民一般主要食糧缺乏ノ危急ヲ見ムトスル今日ニ在リテハ單ニ自己嗜慾又ハ經濟力ヲ云爲シテ共同ノ安危ヲ閑却スルカ如キコトアルヘカラサルナリ宜シク社會何レノ階級ニ屬スルヲ問フス各、其ノ自制ニ依リ米穀節約ノ途ヲ講究シ共ニ俱ニ國民生活ノ安定ヲ圖リ社會ノ寧福ヲ期スルハ方ニ國民トシテ盡スヘキノ責務ナリト謂ハサルヘカラス (後略)

**(33) 雜録 旭川區に於ける諸物價の標準** (大正8年7月 第109号30-31)

時局の影響に依り諸物價の漸次昂騰せるは一般の常態となれり今本道旭川區に於ける日常必須品に就き調査せるものは實に左表の如し (表略)

其他野菜類は二倍以上、履物類一倍半以上、紙類約二倍、家具二倍家賃約七割以上(新家屋は一般一倍半以上)の効率を示し來れり

特等白米、地米一等白米、ロース牛肉、ヒレ牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、木綿浴地、イタヤ木炭、  
檜木炭についての価格調査あり。

(34) 民力涵養に関する告諭（北海道廳告諭第五琥）（大正8年9月 第110号1-5）

昨年一月歐洲の動亂尚ほ耐なりし時世界の趨勢を稽へ本道の實情に照し戦後に處する準備に付き特に告諭を發して普く道内に警告し且つ實行上の標的を提示して官民一致之か實踐躬行に努め以て報効の誠を竭さむことを庶幾したるに爾來各地共夫々地方の實情に適應する方策を立て、其の實現を圖りつゝあるは寔に同慶とする所である

（中略）

次に立憲及び自治の思想を大いに陶冶して公共心を養ひ犠牲奉公の精神を旺んらしめねはならぬ惟ふに公共心と謂ひ犠牲奉公の精神と謂ひ何れも強き責任の觀念を背景とすることに因つて初めて體得し得べきものである世上輒もすれば權利と利益との主張に急にして義務と責任とを輕ろむするの風あるか如きは最も排斥すべき點である。また我國の世界的地位に省みて國民は今後一層新の修養を積み世界の趨勢に注意を拂ひ萬國と共に進むべき知見を啓き凡て物事に對し研究工夫を凝らし趣向を養ふと共に専ら國民品性の向上に勉め、又思ひを正義人道に寄することか肝要である又何人と雖も社會の一員として能く社會生活の理義を辨へ秩序を守り節制を立て各階級を通して縦にも横にも協同調和し相互扶助して萬人相共に文化の惠澤を享け亦互いに之を進むるやう社會の風教を振作し度い、又驕れは富者も足らず貧者儉にして猶餘ありて奢侈享樂の風は上下相戒め質素簡易の生活を尚ひ（後略）

(35) 雜録 帝國水難救濟會北海道支部の近況（大正8年9月 第110号57-61）（略）

「救濟の發達」「北海道支部沿革」「救難所發達の梗概」などの解説あり。

(36) 雜録 生活費對勞金調査（大正八年十一月調査）（大正9年1月 第112号68-73）

時局以來亂調を呈せる我經濟界は戦後に及んで益々其度を昂め物價の異常なる騰貴は遂に國民生活の根底を動かさんとするに至れり特に勞金對物價の問題は大に世の注目を喚起する所となり社會政策上諸種の施設を緊要とするに至れり

今左に札幌商業會議所か札幌區内に於ける戦前（大正三年）戦後（大正八年）に於ける物價の昂騰歩合と各種勞働者の勞金とを比較調査せるものを示し之に依りて同都市に於ける生活費對勞金問題の一斑を研究調査せんとす

本調査に於て物價は大體衣服及其原料品を衣とし穀類同加工品及其他の食料品は食の部に包括せしめ木材金物薪炭類等は之を住を以て示し其各平均率を現はし戦前の大正三年と戦後の大正八年十月に於ける物價とを比較して其騰貴歩合を示せば左の如し

	大正3年平均	大正8年(10月)	騰貴歩合
衣	123	361	19割.0
食	168	363	11割.0
住	54	168	20割.0
平均	364	892	15割.7

右に依れば大正三年平均物價と大正八年十月との差は十五割の昂騰を示し衣食住の中衣の十九割は食の十一割に比し比較的高位にあるものと言はさる可からず更に住の部に在りては其昂騰率最も甚たしく二十割を示せり

更に各品名の主なるものに就き其騰貴率を検するに最も其率を高めたるは衣の部に於て紡績糸の三十八割晒金布の三十三割を最とし食の部に於ては裸麥の二十六割味噌十八割漬物類の二十五割白米の十五割等は最も其率を昂め住に於ては薪の四十割木材類の十五割乃至二十四割等を第一とし木炭之に次ぎ洋鐵類は一時平準を辿らしも十月に至り二十三割の騰貴を示し殆んど停止する處を知らず今大正三年平均と大正八年六月平和克復期に於ける物價の趨勢を検するに左の如し

	大正3年平均	大正8年(6月)	騰貴歩合
衣	123	307	15割.0
食	168	340	10割.0
住	54	157	19割.0
平均	364	800	13割.7

之によりて是を觀れば平和克復當時は騰貴稍々其歩を緩め平均十三割に相當したるも更に最近に至りて再び昂騰氣勢を進め前陳の如く其平均十五割強を示して同年六月に比し三割強の高率を現はせり

然れども一般物價の昂騰率を見るに一時白熱的の勢を示したる食料品は其昂騰歩合最も低位にあるを見れども生活費對勞金は其歩を一にせず最近益々惡化せらるるものと斷するを得可し即ち左表の如し

年度	大正3年	大正8年6月	大正8年10月
物價	364	800	892
勞金	287	588	523
較差	2割.05	3割.60	7割.05

即ち右各時期に於て常に物價の騰貴率は勞金の騰貴率より高きのみならず戦後に及んで益々傾向著しく遂に大正八年十月に於ては其較差七割を示すに至れり

右表に依るときは勞金生活者に於ては其受くる勞金は生活に必要な物資の代價を支拂ひ得ざるのみならず却て収入(勞金)の二割乃至七割の不足を告ぐるを知る之れ大戦以來勞金の騰貴大なるものあると雖も物價は更に高度の騰貴を示し勞金對物價が相併行せざるに因るものと云ふ可し (後略)

### (37) 雜録 札幌公設市場賣上高 (大正9年9月 第116号61)

物價騰貴を緩和せんか爲社會政策の一端として大正八年九月二十日より札幌公設市場開設せらる今年度の賣上高を調査するに左の如し

	米穀類	味噌醬油類	青物類	薪炭類	肉類
9月	3,046.圓 78	1,371.圓 31	1,169.圓 01	303.圓 24	2,509.圓 87
10月	9,081.圓 86	1,748.圓 86	2,032.圓 93	874.圓 58	3,702.圓 61
11月	4,695.圓 94	1,381.圓 41	1,467.圓 13	1,089.圓 78	2,705.圓 18
12月	9,351.圓 13	404.圓 52	2,644.圓 01	1,198.圓 70	3,200.圓 09
計	26,175.圓 71	4,906.圓 10	7,313.圓 08	3,467.圓 30	12,117.圓 75

	鮮魚	鹽干魚	佃煮、罐詰、豆腐、砂糖
9月	1,891.圓 56	1829.圓 82	1,927.圓 47
10月	3,079.圓 97	3,680.圓 40	5,087.圓 78
11月	1,622.圓 47	2,769.圓 06	3,494.圓 38
12月	3,492.圓 08	5,046.圓 66	9,208.圓 69
計	10,086.圓 08	13,325.圓 94	19,718.圓 32

其總買上高は九萬七千百十圓二十八錢にして米の一日平均賣上高は二百五十七圓五錢味噌醬油類は一日平均四十七圓六十三錢青物類は一日平均七十一圓薪炭類は三十三圓六十六錢肉類は百十七圓六十五錢鮮魚類九十七圓九十二錢鹽干魚類は百二十九圓三十七錢佃煮、罐詰、豆腐、砂糖類を合して一日平均賣上は百九十一圓四十四錢なり即ち一日平均總賣上高は九百四十五圓七十二錢なり

今大正八年度末札幌區人口九萬八千六百四十八人とし其戸數一萬七千七百六十二とす而して公設市場に買入に行きし者二割とすれば一戸平均一日購入高は十錢六厘となり一箇月三圓十八錢となるに至る

### (38) 農業 北海道に於ける賣買地價小作料及労働賃金に関する調査

(大正 10 年 7 月 第 121 号 27-35)

自明治四十三年至大正九年十一年間の本道に於ける賣買地價小作料並に労働賃金に就て調査したる梗概左の如し (略)

### (39) 農業 北海道農業移民概況(中) (大正 10 年 7 月 第 122 号 27-35)

#### 第二章 移住の動機

團體意住民の本道に移住するに至りたる移住の年度及移住の動機を調査するに左の如し

(表略)

以上六十六團體中生計困難によるもの四十四、農業經營の有利なるに囑目せるもの十三、天災其他のため土地を失せるもの九團體なるを見れば、本道移民移住動機の一般を窮知するに足らん (後略)

(40) 雜錄 北海道社會事業協會 (大正 10 年 9 月 第 122 号 86-87)

八月十三日本會々則制定の上總裁に宮尾長官、會長に尾崎内務部長、副會長に佐野社會部長、名譽會員に佐藤大學總長、磯谷控訴院長、木下拓殖、原田土木、今村警察各部長を協賛會員には各支廳長區長警察署長分署長を推薦し會員三百餘名を得漸次目的達成の爲活動すへしと尚此際一般の入會を希望しつゝあり

同會會則左の如し

北海道社會事業協會々則

- 第一條 本會ハ北海道社會事業協會ト稱シ事務所ヲ北海道廳社會課内ニ置ク  
本會ハ必要ニ應シ道内各地ニ支部ヲ置クコトアルヘシ但シ支部ノ組織其他ノ事項ハ役員會ノ議決ヲ經會長之チ定ム
- 第二條 本會ハ北海道内ニ於ケル社會事業相互並ニ社會事業ト一般社会トノ聯絡ヲ圖リ且其健全ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ニ於テ行フ事業概目左ノ如シ
- 一、社會教化ノ運動ニ努ムルコト
  - 二、毎年數回懇話會ヲ開催スルコト
  - 三、講演會及講習會ヲ開催スルコト
  - 四、社會事業ヲ指導誘掖シ且其ノ經營方法ヲ幫助スルコト
  - 五、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト
  - 六、會報ヲ發行スルコト
  - 七、社會事業ニ關スル功勞者ノ表彰ヲ行フコト
  - 八、社會事業ニ關スル諸團體相互並ニ篤志家トノ聯絡ヲ圖ルコト
  - 九、會員中吉凶アルトキハ慶弔ヲ行フコト
  - 十、其ノ他必要ト認メタル事項
- 第四條 本會ハ毎年一同總會ヲ開催シ事業及會計ニ關スル報告ヲ爲シ其ノ他必要ナル事項ヲ決議ス
- 第五條 本會ノ會員ヲ分チテ名譽會員協賛會員及正會員ノ三種トス  
名譽會員ハ特ニ本會ニ功勞アルモノ又學識徳望アル者ノ中ニ就キ會長之ヲ推薦ス  
協賛會員ハ本會ノ事業ヲ援助スル者ノ中ニ就キ會長之ヲ推薦ス  
正會員ハ北海道内ニ於テ社會事業ニ従事スル者又ハ其他ノ有志者ニシテ本會ノ事業ニ賛成シ入會シタル者  
正會員ノ會費ハ一箇年金貳圓
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 一名 副會長 一名 評議員 若干名 幹事 五名
- 第七條 本會ハ北海道廳長官ヲ總裁ニ推戴ス
- 第八條 會長副會長及評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ハ各三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス  
幹事ハ正會員中ヨリ會長之ヲ選任フ
- 第九條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス  
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ評議員會ニ於テ會長ノ諮問ニ應シ且豫算決算其他重要ナル事項ヲ決議ス  
幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

第十條 評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ召集ス

場合ニ依リテハ會議ニ代フルニ書面ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得

評議員會ノ議長ハ會長之ニ當リ議事ハ出席員ノ過半数數ヲ以テ快ス可否同數ナル  
トキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一條 本會ノ經費ハ左ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

一、會費 二、補助及寄附金品 三、其ノ他ノ収入

第十二條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌三月三十一日ニ終ル

第十三條 本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ定ム

第十四條 本會則ハ評議員會ニ於テ出席三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレバ之ヲ變更ス  
ルトヲ得ス

## 7 口絵

### (1) 北海道廳立感化院の全景、院生らによる道路の鑿削作業、院生の教育の風景

北海道廳立感化院（口絵裏面での解説）（大正2年1月 第70号）

廳立感化院は札幌區の中央より約一里、藻岩山の麓にあり地位高燥にして風景佳なり明治  
四十一年度開院以來不良少年を收容し目下院生十五名あり教育の方針は教育勅語の旨趣に基  
實踐躬行を旨とし毎日午前は小學程度によりて普通教育を施し午後は専ら實業に従事せしむ  
實業は夏期は開墾、耕種及び道路の鑿削とし冬期は竹細工藁細工紙細工等とす感化の成績頗  
る佳良なり

第一圖は背後より寫したる院の全景にして總建坪百三十八坪五合、人の散在するは院生か  
自ら開墾したる畑の耕作に従事しつゝある所、前面に模糊として見ゆるは札幌市街なり。

第二圖は明治四十四年 皇太子殿下本道行啓の際記念として院の附近の道路を開鑿し今將  
に大樹の根株を除かんとしつゝある所なり。第三圖は院生に教育を施しつゝある所なり

（雜録欄記事参照）

### (2) 天使病院の全景

天使病院（口絵裏面での解説）（大正2年1月 第70号）

天主教は世界に多數の信徒を有し布教の傍ら慈善事業の目的を以て學校、技藝教授所、  
育兒院、病院、養老院等を設く本邦（四國、朝鮮、臺灣を省く）に於ける醫療事業は病院を札  
幌、久留米、御殿場、琵琶崎に設け御殿場、琵琶崎は癩病患者のみに施療す又函館、青森、  
盛岡、仙臺、東京、横濱、京都、大阪、熊本、長崎、人吉等に醫院及施藥院を置今外來患者  
を醫療す本圖は札幌に於ける病院創業當初の全景にして普通病舎、傳染病舎、醫員住宅及教  
會所等なり（雜録欄記事参照）

### (3) 栗澤村の尊老會

栗澤村の尊老會（口絵裏面での解説）（大正2年5月 第72号）

本會は空知郡栗澤村青年會事業の一にして専ら古老先輩を尊敬し其成功か欽仰し且後進子  
弟の孝道を薰陶するの目的を以て四十三年三月創設し爾後毎年三月を期し八十歳以上の翁媪

を招待して式を挙げ戊申詔書捧讀に次て高僧名士の訓話あり餘興には蓄音器、浪花節、講談等を催し折詰又は牡丹餅及寄贈品を配與し以て一日の慰樂を與ふ、毎回出席の老人二十餘名來賓三百餘名なり

圖は本年三月第四回を開きたるときの光景なり (本號雜録欄青年會概況參看)

#### (4) 廳立感化院の助成會

廳立感化院の助成會 (口絵裏面での解説) (大正4年5月 第84号)

圖は本年四月北海道廳立感化院助成會主催第六回授賞式舉行當時の撮影にして向て前列は院生二列は右より組合教會宣教師ローランド天台宗僧侶田中朴山加藤札幌地方裁判所檢事救世軍特務金森通倫西久保道廳長官堀内道廳内務部長小柳道廳理事官三列中央は院長小池九一次は助手小池夫人スミ子なり、助成會は大正二年五月院生の教養助成を圖るの機関として創設し寄附金により圖書の購入運動會修學旅行費等を補ふものにして毎年退院及在院の善良生に對し褒狀賞金を與へ以て意志の堅實を激勵するを目的とす (本號雜録欄參看)

#### (5) 社名淵に於ける家庭學校農場

社名淵に於ける家庭學校農場 (口絵裏面での解説) (大正4年11月 第87号)

本農場は東京府下巢鴨なる留岡幸助創立の不良少年感化教育院たる家庭學校の事業地にして北見國紋別郡上湧別村社名淵停車場の南西半里に在り大正三年九月の開始に係り其地積千町歩、事務所家族舎等を設け基督教に基き家庭制度に依り専ら感化矯正を旨とし普通學科及實科を授く本場は即ち實科中の農業實習地、五十町歩を自作地とし生徒百五十人を收容耕作せしめ其他を小作地とし五町歩配當の農家百五十戸を募入するの計劃なり現時生徒十三名小作十一戸あり辻雅俊之を監督す

圖は生徒耕耘實習の先景なり (前號農業欄參看)

#### (6) 小池感化院長創設報恩園 (大正5年3月 第89号)

報恩園は札幌區中島公園の西十町藻巖山麓感化院に通する行啓道路の北側に在り昨年御即位大禮の第一日をトし開園せり園の中央に報恩記念碑、園名碑、築山、空池、飲料井戸、亭榭二棟等を設け左右に松梅の附屬維持園、東隅に公衆休憩室を造り園外に石門二箇所櫻楓の並木等あり間口七十五間奥行二十五間總面積二千坪とす記念碑は高十九尺の石造にして其形は嘗て院長か考案せる三種の神器の神鏡に象とれる報恩器に模せり院長か幼時孤兒となり壯年本道に移住し爾來職を赤十字社愛國婦人會等に奉し常に順境に立ちて遂に今日に至りしは一に天地君國父母師友の恩春擁護たるを感謝し時恰も兩親の三十年祭に相當せるを機とし多年勤儉貯蓄したる二千餘圓を投し以て此企てありしと云ふ圖の下方は公衆休憩所、上部は院長なり

#### (7) 上湯川に於ける天使園 (大正5年5月 第90号)

天使園は天主教の女子部修院にして佛國「トラバ」修院の分派に屬し「トラピストチン」と稱し東洋にある二個所の一にして龜田郡湯川温泉場を距る東三十町の字釜場に在り他は支那北京にあり本園は明治三十一年四月現院長たる理事長佛國人マリヤ、ゼ、アンウオアンの



創立に係る曩に二十三年同國人アレキサンドルベリオスの設置せし孤児教養所跡を襲用せしものにして大正四年三月財團法人組織とせり木園は天主教の趣旨を奉し専ら慈善を施し徳道を修むるを以て目的とし修道者は常に院内に起臥して園外に出て又は對話するを禁し戒律を踐行して修道及勞務に従事し牛酪及乾酪を製造して上海、神戸方面函館市内に販賣す大正四年の生産額一萬七千七百七十餘圓あり修道者は院長及司祭の外佛國人男一名女十六名本邦人女三十六名にして本邦人は長崎縣天草島のもの多しと云ふ  
圖は天使園の全景なり（工業及鑛業欄參看）

**(8) 廳立北海道感化院第七回院生授賞式**（大正5年7月 第91号）

式は毎年四月三日の神武天皇祭日として舉行するを例とし本年は神武天皇二千五百年祭に相當し殊に天氣晴朗なりしを以て快感を與へたり午後一時半開會君か代に次て小池院長教育勅語捧讀、教養成績報告後賞状賞金の授與終て（後略）

**(9) 帝國水難救濟會禮文救難所開所式光景**（大正5年11月 第93号）

本救難所は北見國稚内の西三十二湊を距る禮文島香深に在り昨年八月の創設に係り支所六箇所を置き本年九月二日開所式を舉行す會長吉井伯爵總裁の令旨傳達あり頗る盛況を呈せり上圖は餘興磯舟競漕、中圖は式場前、下圖は幹部會員記念撮影の光景にして前列中央は會長なり

**(10) 山部村尚老會**（大正9年7月 第95号）

山部村は空知郡の東部に在り大正四年御大典養老賜饌の 聖恩を永遠に記念し尊老敬長の念を篤からしむる爲め尚敬老會を起し毎秋同日に開催し第二回に達す出席高齢者には晝餐を饗し紋服を贈り記念撮影を爲し保存せり、圖は第二回分とす（本號雜録欄參看）

**(11) 家庭學校農場、禮拜堂**（大正9年7月 第115号）

家庭學校農場内掬泉寮に於ける少年部の生徒か早朝より圃上に出て蔬菜播種及覆土作業等の光景なり中には肌脱きて働きつつあるものあり從來都に育てる優弱の兒童も今や日に焼け強健筋骨逞しき少年に一變せり

家庭學校奥齒の中樞恵の谷の「望が岡」に大正八年建築せる禮拜堂にして石材及用材は主として農場生産にかかり稀に見る瀟洒壯嚴を極めたる大宇堂なり建築費約一萬圓を要せり内部造作裝飾部分の工作は本校木工木部の生徒の手になりたるもの多し附近は天然林自然の状態にして脱俗幽邃の地なり 記事「家庭學校農場概況」參照

おわりに

明治、大正、昭和のどの時代にあつても、北海道への来移住には、それを送り出す側と迎える側、さらには来移住を決断した人々が存在し、そのそれぞれに原因や誘引が存在する。

そして迎える側の北海道は、平成とよばれる今でも多様な魅力という吸引力をもつ。

「エキゾチック」「北の大地」「食材の宝庫」「フロンティア精神」などは、それらを代表する表現であろし、『殖民広報』には、「豊富」「発展」「風光明媚」がちりばめられていた。

ところで、5年前の東日本大震災を主因として北海道に移住もしくは転居、避難した人々のなかには、自然災害の少ない安全な地、北海道という想定があったのかもしれない。

だが、ここで見逃してはならないひとつに、北海道を生活の場として決定する過程において、「他に移り住む場所がなかった」「東京より札幌を選んだ」等という、消極的因子によって北海道を選択した人々の有無である。

仮にそのような人々が存在し、なかでも単身者や高齢者のなかに、送る日々の生活において、過去の生活と今を思い比べ、そこに郷愁観を加えた時に生じるかもしれない心理的孤立感や孤独感、また、自己の判断で北海道に渡った人々の経済的課題がいまだに解消されていないとするならば、その心労は計り知れない。

たしかに情報機器の高度化と一般化は、過去の地域生活や人間関係を補ってくれるであろう。だが、それによって生活不安が解消されない情報弱者、避難弱者、移住弱者ともいえるべき人々が存在するであろうことも忘れてはならない。

北海道にかぎらず、「移り住んでよかった」の安堵感と充実感を育むひとつは、「一人でも生きれる」と胸を張る若き時期を除いたとしても、日常の生活のなかにお互いを認識し、対話する時間を通じて築かれる他者との人間関係があることは、時代と場所を越えた普遍の事実であるように思えてならない。

一方、道内においても郷里を同じくして移住した人々によって築かれた開拓農村や漁業集落においては、近代的な農業・漁業経営や高齢化などによって近所づき合いが希釈化したとされる。しかし、今もなお、同郷者同士のつながりは強い。

それに比して商店街を含めた市街地では、以前にも増して近所同士の助け合いが脆弱化し、そのつき合いも薄いとされる。そこに空き家対策と町内会活動が強く全面に押し出されることになる。

これらのことを脳裏に浮かべつつ、また、「道北福祉」であることを意識して、名寄新聞社『なよろ百話』（昭和42年）を卓上におき、『殖民広報』創刊号と最終号を用いて、北海道に来移住した人々を引きつけたかもしれない要因の一端を考えてみることにしたい。

明治34(1901)年4月5日発行の創刊号は、口絵2葉、移住心得、北海道現行重要法令目録、北海道統計摘要、支庁位置及管轄区域に続き、頁数を付す法令から雑録まで113頁である。

「口絵」は「札幌現況画解」と題し、市街地図と2枚の写真をおき、札幌が大きく発展する様子を視覚に伝える。

「移住心得の大体の注意」には、「北海道にては興すべき事業多く且つ大抵の業務に従ふも府縣より利益多し然れども移住の決心確實ならざるか又は本道の事情を知らず目的方法を定めず移住するときは早速に其身に適する業を得難かるへし終には所持の金品を徒費し甚たしき困難に陥ることなしとせず」として注意を喚起する一方で「著しく進歩し」「増殖を致せり」「豊作なり」「各戸少なかざる収益ありといふ」と記述する。

「鑛業」に掲載される「枝幸砂金地調査」「然別金銀鑛山」の記事は、林子平『三国通覧図説』や古川古松軒『東遊雜記』、「安政三年箱館表ニ於テ認ラレタル言上書草稿」として水野行蔵の「蝦夷地エ金銀銅山ヲ拓キ墾闢ノ費ヲ補ヒ候様仕度儀ト奉存候」（清水安義(山形縣西田川郡鶴岡町)『水野行蔵事蹟』大正6年)の提言と同様に北海道にある豊富な資源のなかに金銀があることを推察させる。

北海道の金にまつわる話は多様である。『なよろ百話』の「保更源蔵の金塊」では、洞窟での金塊の発見が語られている。

さて、「吏傳」には、「男爵伊達邦成の履歴」があり、明治初期の計画的開拓が士族によって行われたことを伝える。（「履歴が北海孤児院設立の考究にとって重要である」は、後の評価であり、孤児院の史資料の一部は、次号に掲載したい。）

「雑録」の「北海道の教育事項」には、「明治三十三年末調査によれば本道小學校の数は（中略）合計四百七十九校とす此外本道には簡易教育なるものあり（中略）二百の多きに達せり」とし、道内の教育の拡大と充実が記述される。

「明治三十三年衛生一班」では「年末現在醫師の数は六百四十八にして」と記述する。

「札幌區各種労働賃金」では、「斬髮店の職人」から「車輓」にいたる23職種の賃金を詳細に掲載し、札幌の社会・経済の発展と職業・職種の多様化を伝える。

最終巻の123号は、大正10(1921)年12月発行であり、口絵3葉、法令、農業、工業、漁業の4項目74頁で構成される。

「口絵」は、北海道の広大な水田と馬車による往来の盛んな様子を伝える。

「法令」にある住宅組合法施行細則は、住宅対策の進展と充実を思い描かせる。

「農業」には、「北海道農業界に石油発動機の利用を推奨する」の論述がある。

また、「北海道農業移民概況(下)」では、「入植後最も不便を感じ得る事項」に「通学上不便を感じ得ること」「郵便物の配達不良なること」「交通不便なること」「医師に不便なること」「飲料水を得るに不便なること」「所轄村役場に遠隔なること」「市場に遠隔」などが並ぶ。

この調査結果に対する、「之か數字的結果に仍つて觀るに農民の文化的な生活進むに従ひ児童教育上通學に最も不便を感じると共に諸般の取引及故郷に於ける親戚知己の安否を知る唯一の連鎖たる郵便物の配達不良と農産物販賣上大なる影響を有する交通保健衛生上醫師の不便を感じ居るは識者の一考に價すへきこととす」は、開拓の発展ゆえに生じる不便とする。

ところで、『殖民広報』に掲載された救済事業や社会事業の記事がどのような人々に、どのような範囲で影響をあたえ、それが北海道への来移住の吸引力としてどのような役割を果たしたのか、の質問に即答する術を考察者はもたない。

ただ、名寄の開拓の歴史に名を残す、山形県民が目にしたであろう山形県社会事業協会『社会時報 創刊号』（1929）には、「時代の必要に迫られて、今回社会事業協会から、月間機関雑誌を出すことになった」という「発刊に際して」と共に、「時報」の記事には、「北海道移住について」が掲載されている。

以後、「来たれ樺太へ」「北海道虹別原野視察状況」などの記事が大陸移住案内と共に掲載されることになる。

そして、平成の今、北海道各地域は、北海道新幹線の開業を契機として新たな来移住者の増加に期待を表明する。

だからこそ、『殖民広報』に収録される、一見、福祉とは関連しないとして捨て去られてしまうであろう多様な記事を繋ぎながら、当時の人々の生活の片隅にあった救済事業や社会事業への関心とその整理が大切に思えてならないのである。

『殖民広報』は、時間を経た現代において福祉を真摯に学ぶ者が忘れてはならない、地域とそこに住み、生活し続ける人々、そしてそこに新たに加わる人々、また、そこを去りいく

人々が織りなす日々の生活の中に、先人が生きた証として積み上げた足跡という教訓を辿りつつ、目の前の生活課題に向き合い、そして、明日の福祉を追究することの大切さを教えているように思えてならない。

それは、北海道に来移住する人々の主因のなかに、「時代を越えてもかわらない人間の性質のひとつとしての快と利」があつたとしても「他者にまなざしを向け、手を差し伸べ、共にみつめ、生きようとする人間のもつ性質」が文化として生き続けていることを信じたい。

小野米一は、「北海道のことば」に関する研究のなかで、「第三世になると、出身地の方言が変わって、北海道方式になる」（加藤正信編『新しい方言研究』昭和60年、至文堂、178）とし、「それは、誰かが人為的に作ったものではなく、いわば、年月の経過とともに、自然的にできあがってきたものである。」（177）と分析し結論づけた。

北海道独自の北海道弁を含め、北海道に存在し続ける文化、また、北海道に持ち込まれた多様な文化は、今でも北海道特有の文化として形成、継承されている。

そしてその文化のなかに、他者との共の幸福な生活という福祉の理念と実践が、ことばの文化としての北海道方式同様に形成され、存続することを願いたい。

2年後の2018年は、開拓使が設置され、蝦夷地という名称が北海道に改称された1869（明治2）年から150年目にあたる。

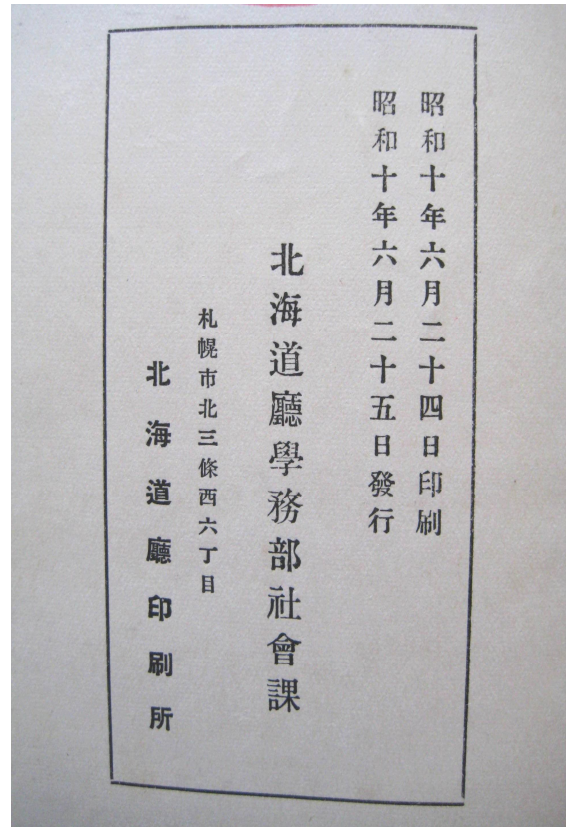
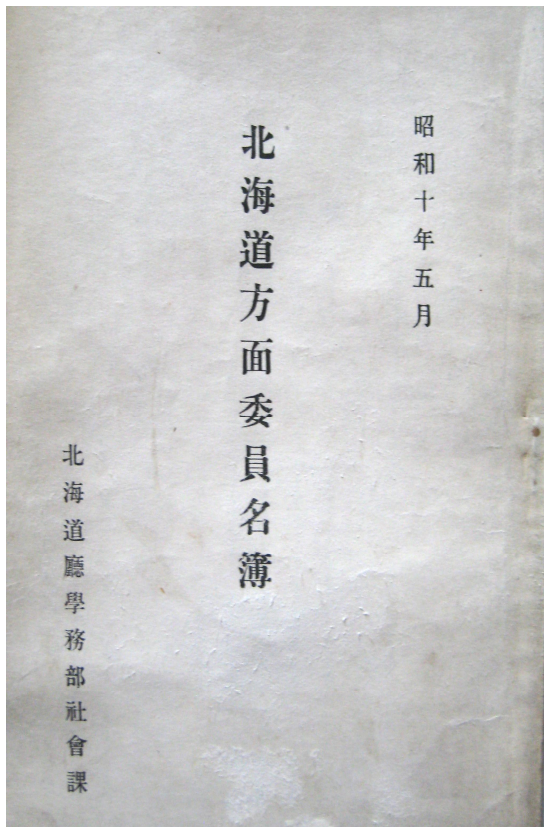
今、改めて北海道における人々の生活と歩み、そして、そこにあった救済・社会事業の事実を学ぶ必要があるように思えてならない。

最後に、北海道の福祉を追究する目的を掲げ試みた、『殖民広報』掲載の記事の整理に際し、記事の見落としや不適切な引用の省略などにより、『殖民広報』のもつ魅力と価値を十分に引き出せていないことを恐れている。

また、『殖民広報』が創刊される4年前の1897（明治30）年の北海道国有未開地処分法や1899（明治32）年の屯田兵配置計画の完了、『殖民広報』の終刊（1921年）までの間の道内外における労働問題を含めた労働事情や独占資本による買収の動向、さらには小作争議に象徴される農民運動等に視点を置かなかつたことも、『殖民広報』の価値を引き下げることになっているとも考えている。

ご批判、ご指摘、ご教示を頂戴できますことを願っております。

【史資料紹介】



第五方面		第四方面	
平蔵町一〇	大森町四五	新川町一三六	大森町一四
		音羽町七三	松風町七八
		音羽町六三	東雲町一二五
		旭町一〇〇	高砂町四九
		西川町一七	元町五七
		沙留町二一	眞砂町七
			榮町八五

職業	姓名	住所	年齢
米穀商	丸谷金次郎	目黒徳次郎	七、一
鐵工	前側末松	前側末松	同
酒類雜貨商	森久平	森久平	同
倉庫業	大黒三太郎	大黒三太郎	同
保險代理業	古川金兵衛	古川金兵衛	同
味噌醬油製造業	杉崎郡作	杉崎郡作	八、一
空物問屋	鈴木定衛	鈴木定衛	七、一
貸家業	三井田幾	三井田幾	八、一〇
産婆業	井田十義	井田十義	同
木材商	小沼景	小沼景	七、一
吉物商	中沼政五郎	中沼政五郎	八、一
漁業	大沼平五郎	大沼平五郎	七、一五
金融業	西島儀助	西島儀助	同
海産物商	石岡八太郎	石岡八太郎	一〇、一〇

(18.9 × 12.6)

『北海道上方面委員名簿』は、『昭和八年九月 北海道社会事業要覧』等と共に本学図書館が所蔵する北海道の社会事業に関連する史資料の中の1冊である。

『昭和八年九月 北海道社会事業要覧』には、「方面委員」の沿革や北海道方面委員設置状況などが16頁を用いて論述されている。

この『北海道上方面委員名簿』は、全88頁、札幌市を含め7市、14支庁管内、合計1,158名の担当方面、住所、職業、氏名、嘱託年月日が記載されている。

なお、多寄村は2名、名寄町は4名である。

名簿には、杉崎郡作、興水伊代吉、鈴木良吉らの氏名があり、委員の多様な職業のなかに僧侶、神官、宣教師、医師、弁護士などの職名をみることができる。